

すまほの窓口 利用規約

2025年06月版

本書では契約の提供条件に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みください。

・スマホの窓口のサービス全体の重要事項は、本書【スマホの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書】をご確認ください。

・スマホの窓口ガラケーサービスの重要事項は、本書【スマホの窓口ガラケーサービス重要事項説明書】をご確認ください。

・スマホの窓口データ通信サービスの重要事項は、本書【スマホの窓口データ通信サービス重要事項説明書】をご確認ください。

目次

■ 利用規約

第一章 総則

第1条(利用規約の適用)

第2条(本サービスの種類)

第3条(用語の定義)

第4条(商品内容の変更)

第5条(弊社からの告知)

第二章 利用の開始および終了

第1節 月額料金制の商品

第6条(月額料金サービスの申込み)

第7条(初期契約解除)

第8条(契約者による解約)

第2節 データ通信容量追加サービス

第9条(データ通信容量追加サービスの申込み)

第10条(利用期間)

第11条(利用の終了)

第3節 利用権の譲渡(名義変更)

第12条(利用権の譲渡(名義変更))

第4節 音声通話サービス

第13条(音声通話サービスの提供)

第14条(音声通話サービスの申込み)

第15条(音声通話サービスの電話番号)

第16条(第三者課金発信の音声通信品質の非保証)

第17条(音声オプションサービス)

第18条(回線追加サービス)

第三章 端末機器およびSIMカード等

第19条(端末機器の利用にかかる契約者の義務)

第20条(自営端末機器)

第21条(SIMカード等)

第22条(SIMカード等の再発行)

第四章 利用方法

第23条(契約者情報の取得)

第24条(契約者アカウントの発行)

第25条(契約者アカウントの管理)

第26条(契約者情報の変更の届出)

第27条(サポートサービス)

第28条(自己責任の原則)

第29条(禁止事項)

第30条(他のインターネットサービス)

第31条(契約者の設備等にかかる維持責任)

第32条(著作権等)

第33条(契約者情報の取扱い)

第五章 料金

第1節 月額料金制の商品

第34条(料金の支払義務)

第35条(音声通話サービスの通話料)

第36条(初期契約解除に伴い契約者が支払う料金)

第37条(料金の支払方法等)

第38条(過払金の取扱い)

第39条(データ通信容量追加サービスに係る料金の一括払い)

第六章 利用の中断、一時中断、利用の停止および解除

第40条(利用の中断)

第41条(契約者からの請求による利用の一時中断)

第42条(利用の停止)

第43条(弊社による利用契約の解除)

第七章 通信の制限

第44条(通信区域)

第45条(通信利用の制限)

第46条(危険SMS拒否設定によるSMSの受信に関する制限)

第47条(通信時間等の制限)

第48条(通信時間の測定)

第八章 サポート

第49条(サポート)

第50条(情報の収集)

第九章 保守

- 第51条(弊社の維持責任)
- 第52条(修理または復旧)
- 第53条(保証の限界)

第十章 損害の賠償

- 第54条(弊社の責めに帰すべき事由による損害)
- 第55条(協定事業者の責めに帰すべき事由による損害)
- 第56条(不可抗力免責)
- 第57条(本サービスの利用または利用不能から派生した損害)
- 第58条(損害賠償額の上限)

第十一章 雑則

- 第59条(携帯電話事業者との契約)
- 第60条(商品の販売終了)
- 第61条(利用申込み等の受付終了)
- 第62条(商品の廃止)
- 第63条(反社会的勢力の排除)
- 第64条(分離性)
- 第65条(準拠法)
- 第66条(協議)
- 第67条(管轄裁判所)

■ スマホの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書

第一章 申込および利用開始日について

- 第1節 申込方法
- 第2節 申込種類
- 第3節 申込から商品お届け迄の流れ
 - ①(新規申込)
 - (1)スマホの窓口のWEBサイトから申込み
 - MNP (2)申込書をFAXにて送信
 - (3)店頭で申込み
 - ②(MNP転入申込)
 - (1)スマホの窓口のWEBサイトから申込み
 - (2)申込書をFAXにて送信
 - (3)店頭で申込み
- 第4節 申込全般に関わる注意事項
- 第5節 電気通信サービスの内容
- 第6節 スマホの窓口申込完了通知書について
- 第7節 サービスの利用開始日

第二章 本商品の配達・受領に関して

- 第1節 本商品の配達について
- 第2節 本商品の受領について

第三章 サービスに関する内容

- 第1節 音声通話サービスの内容
 - ①(利用できるサービスについて)
 - ②(通話料の計算について)
 - ③(電話かけ放題サービスに関する注意事項)
- 第2節 SMSサービスの内容
 - ①(サービスの内容)
 - ②(SMSサービスに関する注意事項)
- 第3節 データ通信サービスの内容
 - ①(データ通信サービス全般について)
 - ②(基準データ通信量および通信速度について)
 - ③(データ通信プランの選択(変更)について)
 - ④(低速度制限の解除について)
 - ⑤(データ通信使用量の確認について)
- 第4節 オプションサービスについて
 - ①(音声オプションについて)
 - ②(データ通信容量追加サービスについて)
 - ③(回線の追加について)
 - ④(データ増量オプションサービスについて)
- 第5節 データ通信サービスについて
- 第6節 SIMカードの再発行について
- 第7節 不良品の交換について

第四章 電気通信サービスの料金

- 第1節 SIMカード発行手数料
- 第2節 電気通信サービス料
 - ①(月額基本料)
 - ②(通話料)
 - ③(SMS送信料)
 - ④(音声オプションサービス料)
 - ⑤(ユニバーサルサービス料)
 - ⑥(電話リレーサービス料)
 - ⑦(その他通信料金以外の費用)

第五章 電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について

- 第1節 請求時期について
- 第2節 支払方法について

第六章 毎月の請求と支払いについて

- 第1節 請求に関する注意事項
- 第2節 支払方法について
 - ①コンビニエンスストアで支払い

②口座振替で支払い

第七章 契約の解約及び初期契約解除について

第1節 解約について

第2節 MNPにより、他の事業者に転出する場合

第3節 初期契約解除について

2 (初期契約解除全般)

②(初期契約解除にあたりMNP転出を行う場合の注意)

第八章 利用の一時中断/再開

第九章 弊社による利用の停止/契約の解除

第十章 弊社からの告知

第十一章 特典について

第1節 お友達紹介特典について

第2節 新規契約特典について

第3節データ増量オプションサービス無料特典について

第十二章 登録情報の変更について

第十三章 すまほの窓口ヘルプデスクについ

て第十四章 すまほの窓口マイページ

■ データ通信サービス重要事項説明書

第一章 申込および利用開始日について

第1節 申込方法

第2節 申込みから商品

第3節 申込全般に関わる注意事項

第4節 電気通信サービスの内容

第5節 すまほの窓口データ通信サービス申込完了通知書につい

て第6節 サービスの利用開始日

第二章 サービスに関する内容

第1節すまほの窓口データ通信サービスの内容

①利用できるサービスについて

②すまほの窓口データ通信サービスの申込全般にかかわる注意事項

③すまほの窓口データ通信サービスのプラン変更につい

て第2節 データ通信サービスの内容

①データ通信サービス全般について

②基準データ通信量および通信速度について

③データ通信プランの選択(変更)について

④低速度制限の解除について

⑤データ通信使用量の確認について

第4節 不良品の交換について

第三章 電気通信サービスの料金

第1節 SIMカード発行手数料

第2節 電気通信サービス料

①(月額基本料)

②(ユニバーサルサービス料)

③(電話リレーサービス料)

④(その他通信料金以外の費用)

第四章 電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について

第五章 毎月の請求と支払いについて

第六章 契約の解約及び初期契約解除について

第1節 解約について

第2節 初期契約解除について

①初期契約解除全般

第七章 利用の一時中断/再開

第八章 弊社による利用の停止/契約の解除

第九章 すまほの窓口ヘルプデスクについて

■ すまほの窓口ガラケーサービス重要事項説明書

第一章 申込および利用開始日について

第二章 本商品の配達・受領に関して

第三章 サービスに関する内容

第1節音声通話サービスの内容

①(利用できるサービスについて)

②(通話料の計算について)

③(電話かけ放題サービスに関する注意事項)

第2節 SMSサービスの内容

①(サービスの内容)

②(SMSサービスに関する注意事項)

第3節 データ通信サービスの内容

第4節オプションサービスについて

①(音声オプションについて)

②(回線の追加について)

第5節 SIMカードの再発行について

第6節 不良品の交換について

第四章 電気通信サービスの料金

第1節 SIMカード発行手数料

第2節 電気通信サービス料

①(月額基本料)

- ②(通話料)
- ③(SMS送信料)
- ④(音声オプションサービス料)
- ⑤(ユニバーサルサービス料)
- ⑥(電話リレーサービス料)
- ⑦(その他通信料金以外の費用)

第五章 電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について

第六章 毎月の請求と支払いについて

第七章 契約の解除及び初期契約解除について

第八章 利用の一時中断/再開

第九章 弊社による利用の停止/契約の解除

第十章 弊社からの告知

第十一章 特典について

第十二章 登録情報の変更について

第十三章 すまほの窓口ヘルプデスクについ

て

て

■個人情報の取り扱いについて

個人情報保護方針

個人情報の利用目的の公表

保有個人データ及び第三者提供記録に関する事項の周知について

保有個人データの開示等に関する手続き

■ 利用規約

第一章 総則

第1条(利用規約の適用)

- 1. 本利用規約は、株式会社くるまの窓口(以下、「弊社」といいます)が提供する「すまほの窓口サービス(以下、「本サービス」といいます)」の利用条件について定めるものです。本サービスのご利用にあたっては、本利用規約をよくお読みのうえ、ご理解いただいたうえでお使いください。本サービスの利用開始をもって、本利用規約に同意したものとみなします。
- 2. 契約者が本サービスを利用するにあたっては、本利用規約が適用されます。
- 3. 弊社は、本利用規約を弊社が運営するWebサイト(以下、「弊社Webサイト」といいます)に掲載する方法により、契約者に周知します。
- 4. 弊社は本利用規約を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は変更後の利用規約によります。
- 5. 弊社が本利用規約を変更する場合は、弊社Webサイトにおいて、利用規約を変更する旨、変更後の利用規約の内容および変更の効力発生日をお知らせします。

第2条(本サービスの種類)

- 1. 本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
日本国内でご利用いただく商品	日本国内の第4世代携帯電話ネットワークまたは第3世代携帯電話ネットワークによるデータ通信サービス、インターネット接続、音声サービス、SMSおよびSIMカードをパッケージ化した商品 (1) 月額料金制の商品 ①データ通信サービスと音声サービスとSMSを利用できる商品(誰スマホ音声通話サービス) ②Wifiルーターを用いて通信を行う商品(誰スマホポケットWifiサービス) (2) 弊社が指定する商品のオプションサービスで、一定の期間において、一定の通信量に達するまで、速度制限のないデータ通信サービスを利用できるサービス(データ通信容量追加サービス)

- 2. 本利用規約は、前項に掲げる本サービスの内容に応じて適用されます(ご利用の商品の内容によっては、適用されない規約があります)。

第3条(用語の定義)

本利用規約において使用する用語の意味は、次の通りとします。

用語	用語の意味
携帯電話事業者	弊社と直接または間接にデータ通信サービスまたは音声サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者
第三者課金発信機能提供事業者	弊社と直接または間接に第三者課金発信機能の提供にかかる契約を締結している電気通信事業者
協定事業者	弊社と直接または間接に相互接続協定その他の契約を締結している電気通信事業者(携帯電話事業者および第三者課金発信機能提供事業者を含みます)
国際電気通信事業者等	携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話サービス等を提供する電気通信事業者
データ通信サービス	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信サービス
データ通信容量追加サービス	データ通信サービスに関するオプションサービス
音声通話サービス	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信サービス
第三者課金発信	音声通話サービスにおいて、発信先電話番号の先頭に弊社が指定するプレフィックス番号を付加することにより、音声通信を発信する方法
SMS (ショートメッセージサービス)	携帯電話事業者の電気通信回線設備を用いて、テキストメッセージの送受信を行うサービス
音声サービス	音声通話サービスおよびSMSの総称
音声オプションサービス	音声サービスに関するオプションサービス
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)により算出された額に基づいて、弊社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)により算出された額に基づいて、弊社が定める料金
料金月	当月初日から当月末日までの期間。契約月に関しては、契約日から当月末日までの期間。
SIMカード	契約者識別番号その他の情報(以下、「契約者識別番号等」といいます)を記憶することができるICカードであって、本サービスの提供にあたり弊社が契約者に貸与するもの
SIM商品	契約者が自ら端末機器を用意する商品
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)で定める種類の端末設備の機器
自営端末機器	契約者がSIM商品を利用するため自ら用意する端末機器

弊社端末機器	本サービス(SIM商品を除きます)に含まれている端末機器
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規約に基づき課税される消費税の額、ならびに、地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規約に基づき課税される消費税の額

第4条(商品内容の変更)

- 弊社は、本サービスの内容または名称を予告なく変更することがあります。
- 前項の変更がある場合には、弊社Webサイトにおいて告知します。

第5条(弊社からの告知)

- 弊社が必要と判断した場合、弊社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、弊社Webサイトにおいて随時告知します。
- 弊社が必要と判断した場合、弊社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、第6条(月額料金サービスの申込み)または第9条(データ通信容量追加サービスの申込み)に基づき契約者情報を登録した契約者に対し、その契約者情報において登録された連絡先宛てに個別に通知することがあります。

第二章 利用の開始および終了

第1節月額料金制の商品

第6条(月額料金サービスの申込み)

- 本サービスのう①、月額料金制の商品(以下、「月額料金サービス」といいます)の利用を希望する方(以下、本節において「申込者」といいます)は、本利用規約に同意したうえで、弊社所定の方法により申込みを行うものとします。
- 申込者は、前項の申込みにあたり、弊社所定の契約者情報およびまたは本人確認書類もしくはその写しを提供するものとします。なお、弊社が、申込者から提供された本人確認書類またはその写しの内容を確認する必要があると判断した場合、弊社は、当該本人確認書類に関する契約者情報を警察機関その他の行政機関に提供することがあります。
- 本サービスの申込みは、利用者本人が行うものとし、代理人による申込みは受け付けられません。
- 弊社は、次の場合には、月額料金サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
 - 申込みの内容に不備または事実と反する記載があるとき(申込内容に記入漏れ、誤記または虚偽がある場合のほか、申込時に提供される本人確認書類もしくはその写しが虚偽または偽造である場合を含みます)。
 - 申込者の過去の申込みが前号に該当していたとき。
 - 申込者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - 申込者が過去に合理的な理由なく本サービスの受領を怠り、もしくは故意に受領を遅らせる等の事実があったとき、または現にこれらの事実があるとき。
 - 申込者が弊社との間で既に音声通話サービスに対応した商品を契約しているとき。
 - 申込者が過去に本利用規約に違反していたことが判明したとき、または現に違反しているとき。
 - その他、弊社の業務の遂行上著しい支障があると判断するとき。
- 月額料金サービスの利用契約は、弊社が利用契約の申込みを承諾し、弊社所定の手続きを完了した日に成立するものとします。
- 月額料金サービスの利用開始日は、商品の受取手段と申込種類によって変わります。

また、利用開始日より月額基本料の課金を開始します。

- 商品を配送で受け取る。新規契約の場合。利用開始日は、商品発送から3日後。
- 商品を配送で受け取る。MNP転入契約の場合。利用開始日は、商品発送から3日後。
- 商品を店頭で受け取る。新規契約の場合。利用開始日は、お客様が店頭で商品を受取った日から3日後。
- 申込者は、音声サービスを利用できる商品を申込み場合において、番号ポータビリティ(携帯電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下、同様とします。)の適用を希望するときは、弊社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

第7条(初期契約解除)

- 月額料金サービスのう①、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度の対象となる商品(以下、「初期契約解除対象商品」といいます)の契約者は、サービスの利用開始日から起算して8日が経過するまでの間、弊社に書面で通知することにより、初期契約解除対象商品の利用契約の解除(以下、「初期契約解除」といいます)を行うことができます。
- 初期契約解除対象商品のう①、音声サービスを利用できる商品の契約者(新規の携帯電話番号で当該商品の利用契約を締結した契約者を除きます)は、前項に定める初期契約解除の通知にあたり、弊社に番号ポータビリティを申込みことができます。なお、番号ポータビリティを実施するための予約番号の有効期間内に番号ポータビリティが完了しなかった場合は、初期契約解除の効力は失われるものとします。
- 初期契約解除が行われた場合、初期契約解除対象商品の利用契約は、契約者が初期契約解除の通知を発した日に終了します。ただし、初期契約解除において番号ポータビリティの申込みをした場合は、初期契約解除対象商品の利用契約は、番号ポータビリティが完了した日(契約者が移転先の電気通信事業者と契約を締結した日)に終了します。
- 初期契約解除が行われた場合、契約者は、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して契約者が支払うべき金額等として、第36条(初期契約解除に伴い契約者が支払う料金)に定める料金を負担するものとします。

第8条(契約者による解約)

- 契約者は、月額料金サービスの利用契約の解約を希望する場合、弊社所定の方法により解約申込みを行うものとします。
- 月額料金サービスのう①、音声サービスを利用できる商品の契約者が、番号ポータビリティによる利用契約の解約を希望する場合、前項に定める解約申込みに代えて、弊社所定の方法により番号ポータビリティの申込みを行うものとします。ただし、契約者が第42条(利用の停止)第1項の定めにより当該商品の利用を停止されている場合は、弊社は、当該契約者による番号ポータビリティの申込みを制限することがあります。なお、番号ポータビリティを実施するための予約番号の有効期間内に番号ポータビリティが完了しなかった場合は、番号ポータビリティの申込みの効力は失われるものとします。
- 本条第1項に定める解約申込みが行われた場合、利用契約は、解約申込日の属する料金月の末日に終了します。ただし、弊社の解約手続きの都合上、終了日翌日の一定時間内において月額料金サービスを利用できる場合があり、この日に利用があった場合は、利用契約の終了日は同日に変更となります。この場合、終了日の属する料金月の月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他月額料金(以下、総称して「月額基本料等」といいます)は発生しませんが、終了日当日までの利用分は通話料または超過通話料(SMS通信料を含みます。以下、あわせて「通話料等」といいます)としてお支払いいただきます。
- 利用契約の解約にあたり、本条第2項に定める番号ポータビリティの申込みが行われた場合、利用契約は、番号ポータビリティが完了した日(契約者が移転先の電気通信事業者と契約を締結した日)に終了します。この場合、終了日が料金月の途中でであっても、月額基本料等について日割計算は行いません。

第2節データ通信容量追加サービス

第9条(データ通信容量追加サービスの申込み)

- 弊社が指定する商品の契約者は、データ通信容量追加サービスを利用することができます。
- データ通信容量追加サービスは、データ通信容量追加サービスを設定する商品(以下、「データ通信容量追加サービス対象商品」といいます)ごとに、弊社所定の方法により申込みを行うものとします。

第10条(利用期間)

データ通信容量追加サービスの契約者は、データ通信容量追加サービスの利用申込の成立日が属するデータ通信容量追加サービス対象商品の料金月(以下、「データ通信容量追加サービス利用期間」といいます)において、一定の通信量(以下、「利用可能通信量」といいます)のデータ通信サービスを利用することができます。

第11条(利用の終了)

- データ通信容量追加サービスは、利用可能通信量を消費した時点またはデータ通信容量追加サービス利用期間の末日をもって利用が終了します。
- 前項にかかわらず、データ通信容量追加サービス対象商品の利用が終了した場合は、データ通信容量追加サービスの利用も終了します。

第3節利用権の譲渡

第12条(利用権の譲渡あるいは名義変更)

1. 本サービスの契約者は、当該商品の利用権を第三者へ譲渡することはできません。また弊社に本サービス契約中の名義変更を請求することはできません。

第4節音声通話サービス

第13条(音声通話サービスの提供)

1. 弊社の音声通話サービスは、弊社所定の申込み手続きを完了し利用契約が成立した方に対して提供します。
2. 音声通話サービスのご利用にあたっては、本章をよくお読みのうえ、ご理解いただいたうえでお申込みください。音声通話サービスの申込手続きの完了をもって本章が適用されます。

第14条(音声通話サービスの申込み)

音声通話サービスの申込みについては、第6条(月額料金サービスの申込み)の規約によるものとします。

第15条(音声通話サービスの電話番号)

1. 弊社は、音声通話サービスを利用するための電話番号を、1回線ごとに1つ定めます。
2. 音声通話サービスの申込者は、第6条(月額料金サービスの申込み)第5項の規約により番号ポータビリティの適用を希望する場合を除き、前項の電話番号を自ら指定することはできません。
3. 音声通話サービスの契約者は、本条第1項の電話番号の変更を請求することはできません。

第16条(第三者課金発信の音声通信品質の非保証)

弊社は、第三者課金発信による音声通信を主として利用しており、その品質に関して、通常発信による音声通信と同等の品質を保証するものではありません。

第17条(音声オプションサービス)

1. 音声通話サービスの契約者は、音声オプションサービスを利用することができます。ただし、弊社は商品の仕様として別の取扱いを定めることがあります。
2. 音声オプションサービスは、弊社所定の方法により申込みを行うものとします。弊社は、申込みが行われた当日から起算して弊社所定の期間内に音声オプションサービスの利用登録を完了します。
3. 音声オプションサービスを解約する場合も前項と同様とします。
4. 音声オプションサービスは、音声通話サービスを利用できる商品の利用終了によって終了します。
5. 音声オプションサービスの内容、料金およびその他詳細は、弊社Webサイトにおいて定めるものとします。

第18条(回線追加サービス)

1. 音声通話サービスの契約者は、オプションとして2回線目(以下、サブ回線)を追加することができます。ただし、追加できる回線数は1回線までとします。
2. 回線追加サービスは、弊社所定の方法により申込みを行うものとします。
3. 回線追加サービスを解約する場合は、弊社所定の方法により申請するものとします。ただし、1回線目(以下、メイン回線)を解約した場合はサブ回線も同時に解約となります。
4. 回線追加サービスの内容、料金は、メイン回線の契約内容と同一となります。

第三章 端末機器およびSIMカード等

第19条(端末機器の利用にかかる契約者の義務)

1. 契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準(以下、「技術基準」といいます)に適合するよう維持するものとします。
2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 端末機器に登録されている契約者識別番号等を読み出し、または変更もしくは消去しないこと。

第20条(自営端末機器)

1. 契約者は、SIM商品の利用にあたっては、技術基準に適合し、データ通信サービスまたは音声サービスに対応した自営端末機器を自ら用意するものとします。
2. 契約者は、SIM商品を利用している自営端末機器が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用を中止するものとします。

第21条(SIMカード等)

1. 本サービスに含まれるSIMカードは、本サービスをご利用いただくために弊社が契約者に提供するものです。
2. 契約者は、SIMカード等を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 契約者は、SIMカード等を改造または改変してはならないものとします。
4. 契約者は、SIMカード等に登録されている契約者識別番号等を読み出し、または変更もしくは消去してはならないものとします。
5. 本サービスをSIMカードで利用する契約者は、本サービスの利用終了後、速やかにSIMカードを弊社に返還するものとします。

第22条(SIMカード等の再発行)

1. 契約者は、SIMカードの故障・破損等によりSIMカードを利用することができなくなったときは、原則として弊社のヘルプデスクを経由して、弊社に対しSIMカードの再発行を請求することができます。
2. 契約者は、端末機器の変更や紛失等によりSIMカード等の変更または再発行を希望するときは、弊社所定の方法により、弊社に対しSIMカード等の変更または再発行(有償)を請求することができます。

第四章 利用方法

第23条(契約者情報の取得)

1. 弊社は、契約者から、以下の各号に掲げる情報(以下、総称して「契約者情報」といいます)を取得するものとします。
 - (1) 契約者が商品またはサービスの利用契約を申込むにあたり、第6条(月額料金サービスの申込み)または第9条(データ通信容量追加サービスの申込み)に基づいて弊社に提供する情報: 契約者情報(氏名または名称、住所または所在地、生年月日、電話番号、メールアドレス、本人確認書類に関する情報等)
 - (2) 前号に掲げるものの他、弊社が商品またはサービスの提供に付随して取得する情報: その他情報(請求明細、通信使用量、残存している利用可能通信量、利用期間等)
 - (3) 契約者に送信されるSMSのうち①、携帯電話事業者が、危険SMS(実在する事業者等を装い、契約者を、個人情報盗み出すためのウェブサイト、アプリケーションまたは電話番号に誘導するSMSを指すものとし、以下、同様とします)であると判定したSMSに関する情報(危険SMSの送信日時、送信元電話番号および内容等)
2. 弊社は、初期契約解除、ご契約内容の変更または解約の申込みについて、契約者情報の提供を条件とする場合があります。また、契約者が契約者情報の全部または一部を提供しない場合、弊社のサポートサービスを提供できない場合があります。
3. 本章の規約は、本条第1項の契約者情報の取扱いを含む利用方法全般について適用されます。

第24条(契約者アカウントの発行)

弊社は、契約者に対し、契約者アカウントを発行し、弊社所定の方法により、ご利用中のサービスに関する情報を提供します。

第25条(契約者アカウントの管理)

1. 契約者は、契約者アカウントのID、パスワード、その他契約者アカウントの認証のための情報(以下、「アカウント情報」といいます)を自己の責任において管理するものとします。
2. 契約者は、アカウント情報を他者に使用させ、他者と共有し、または売買、譲渡もしくは貸与等をしてはならないものとします。

3. アカウント情報の管理および使用は契約者の責任とします。アカウント情報の使用上の過誤または他者による無断使用により契約者が被る損害については、当該契約者の故意または過失の有無を問わず、弊社は一切責任を負いません。
4. 契約者のアカウント情報をもって本サービスが利用されたときには、その契約者自身の利用とみなされるものとします。
5. 契約者のアカウント情報を使用し、契約者と他者により同時に、または他者のみによって使用された場合、本サービスの通常の機能が失われることがあります。

第26条(契約者情報の変更の届出)

1. 契約者は、弊社に提供した契約者情報に変更が生じた場合には、弊社所定の方法により、弊社に届け出るものとします。
2. 契約者情報に変更があったにもかかわらず、前項の届出がないときは、弊社から契約者に対する通知は、弊社に届け出られている契約者情報に基づいて行われ、当該通知をもってその通知を行ったものとみなします。また、当該通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

第27条(サポートサービス)

1. 弊社は、契約者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスに関するサポートサービスを提供します。
2. 弊社が契約者に対しサポートサービスの提供を行う場合、弊社Webサイトにおいて告知し、または契約者に対し通知するものとします。

第28条(自己責任の原則)

1. 契約者は、本サービスを利用して行った、自己もしくは利用者の行為およびその結果について、責任を負います。
2. 契約者もしくは利用者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、弊社に損害を与えないものとします。

第29条(禁止事項)

1. 契約者は、本サービスを業として第三者の需要に応ずるために提供してはならないものとします。契約者が本項に違反し、本サービスを業として第三者の需要に応ずるために提供した場合、当該第三者による本サービスの利用は契約者自身による利用とみなします。
2. 契約者は、本サービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1)他者(弊社を含みます。以下、同様とします)の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (2)他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
 - (3)他者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4)詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
 - (5)わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
 - (6)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (7)他者のWebサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
 - (8)他者になりすまして本サービスを使用する行為(他の契約者のアカウント情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます)
 - (9)自己のアカウント情報を他者と共有し、または、他者が共有しうる状態に置く行為
 - (10)コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他者が受信可能な状態のまま放置する行為
 - (11)他者の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます)において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
 - (12)受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメールを送信する行為
 - (13)受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - (14)他者の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
 - (15)他者が管理するサーバ等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
 - (16)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (17)その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他者の権利を著しく侵害する行為
 - (18)前各号に該当するおそれがあると弊社が判断する行為
 - (19)その他、弊社が不適切と判断する行為
3. 契約者は、音声サービスを利用するにあたり、前項の禁止事項に加えて、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1)故意に多数の不完了呼(通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます)を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為
 - (2)第三者または弊社に迷惑・不利益を及ぼす行為、音声サービスに支障をきたすおそれのある行為、音声サービスの運営を妨げる行為
 - (3)音声サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイアリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為
 - (4)音声サービスの利用において、自動電話ダイアリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為
 - (5)危険SMSを送信する行為
 - (6)一方的な発信または機械的な発信等により一定時間内に長時間または多数の通信等を一定期間継続する行為
 - (7)他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス)を利用する行為
 - (8)直接的な収益を得る目的で、通信の媒介、転送機能の利用、他社が提供するサービスへの接続、または特定の相手先への大量の通話等を行う行為
 - (9)音声サービスの一般的な利用と著しく異なる利用態様が認められるなどにより、通話以外の目的で利用されているものと弊社が判断する行為
 - (10)本規約に基づく権利もしくは義務について、第三者に対して譲渡、移転する行為(本サービスを契約者以外が利用する行為を含みます。)但し、親族又は生計を同じくしている者は除きます。
 - (11)前各号に該当するおそれがあると弊社が判断する行為
 - (12)その他、弊社が不適切と判断する行為
4. 前二項の規約は、契約者がこれらの禁止事項を行わないよう、弊社に情報の監視または削除等の義務を課すものではありません。前二項に定める禁止事項が行われ、弊社がこれらの情報の監視または削除等を行わなかったことにより契約者または第三者に損害が発生した場合であっても、弊社は一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者が本条第一項から第三項までのいずれかの規約に違反したことにより弊社に損害が発生した場合、弊社は、契約者に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第30条(他のインターネットサービス)

1. 契約者は、本サービスを利用して弊社以外の者が管理、運営するWebサイト等のインターネット上のサービス(以下、「他のインターネットサービス」といいます)にアクセスする場合は、第29条(禁止事項)第2項または第3項に該当する行為を行わないものとします。また、他のインターネットサービスの管理者から当該サービスの利用に係る注意事項が表示されているときは、契約者はこれを遵守するものとします。
2. 弊社は、他のインターネットサービスに関して、一切責任を負いません。
3. 契約者は、他のインターネットサービスを利用する場合においても、第28条(自己責任の原則)が適用されることを承諾します。
4. 弊社は、契約者が本サービスを利用することにより、インターネットに接続された世界中のいずれのサイトにもアクセスできることを保証するものではありません。

第31条(契約者の設備等にかかる維持責任)

契約者が本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において維持するものとします。

第32条(著作権等)

1. 契約者は、本サービスの利用に関して弊社が契約者に提供するソフトウェア、マニュアルその他情報(以下、「ソフトウェア等」といいます)(映像、音声、文章等を含む。以下、同様とします)に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の権利が、弊社または弊社に対してソフトウェア等を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。
2. 契約者は、ソフトウェア等を自己使用の目的のみに利用することができます。契約者は、ソフトウェア等について自己使用以外の目的による複製を行わないものとし、ソフトウェア等をWebサイトに掲載し、また公衆送信を行うこと等により、第三者による複製を行わせてはならないものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用を終了した場合には、速やかにソフトウェア等を消去するものとします。
4. 本条の規約に違反して紛争が発生した場合、契約者は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、いかなる場合においても弊社に損害を与えないものとします。

第33条(契約者情報の取扱い)

1. 弊社は、契約者情報について、善良な管理者としての注意をもって管理します。
2. 弊社は、契約者情報を以下の目的のみに利用し、法令に基づいて官公庁から開示を求められた場合を除き、第三者に開示しないものとします。

- (1) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)(以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます)その他法令に定められた不正利用防止の目的
- (2) 本サービスの利用料金を回収する目的
- (3) 契約者に対するサポートサービスを円滑に提供する目的
- (4) 契約者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールまたは郵便等で通知をする目的
- (5) 商品開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、または第三者に提供する目的
- (6) 契約者に対し、危険SMSの受信を拒否する設定(以下、「危険SMS拒否設定」といいます)を提供する目的
- (7) 前各号のほか、契約者から事前の同意を得た目的
- (8) 前項の定めにかかわらず、弊社は、以下の各号に該当する場合には、契約者情報を警察機関その他の行政機関に提供することがあります。
 - (1) 前項第1号または第6号の目的のために弊社が必要であると判断した場合
 - (2) 第6条(月額料金サービスの申込み)第2項なお書に該当する場合
 - (3) 第29条(禁止事項)第2項または第3項に違反する行為が認められた場合
- (9) 弊社は、契約者情報について、利用期間中はもとより、利用契約が終了した日から3年間保管するものとします。
- (10) 弊社は、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします)を求められたとき、または、これに準ずる事由が発生したことにより弊社が契約者確認を行う必要があると認めたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、弊社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第五章 料金

第1節 月額料金制の商品

第34条(料金の支払義務)

1. 月額料金サービスの契約者は、サービスの利用開始日から利用契約の終了日が属する料金月の末日までの期間について、月額料金サービスの利用料金を支払うものとします。
2. 月額料金サービスの利用料金は、月額基本料、通話料、SMS送信料、音声オプションサービス料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、および各種手続きにかかる手数料とします(商品により項目は異なります)。料金および課金日等は弊社Webサイトにおいて定めるとおりとします。
3. 月額料金サービスの利用料金は、利用開始月、利用終了月のいずれも日割計算は行いません。ただし、月額基本料については利用開始月に限り日割り計算します。
4. 本条第1項にかかわらず、第8条(契約者による解約)第3項ただし書に定める終了日の属する料金月の月額基本料等は発生しないものとします。ただし、通話料等についてはこの限りではありません。
5. 前四項で定める料金が消費税の課税対象である場合は、料金表に基づき、当該料金に消費税相当額を加算した額をお支払いいただきます。
6. 月額料金サービスの契約者は、弊社が定める方法により、利用料金に関する証明書または領収書の発行を請求することができます。この場合、契約者は、弊社が定める発行手数料および郵送料等のほか、必要に応じて、印紙税を負担するものとします。

第35条(音声通話サービスの通話料)

1. 音声通話サービスの通話料は月額基本料に含むものとします。ただし、以下の各号に該当する音声通話サービスは、無料通話の対象外とします。
 - (1) 国内通話のうち①以下の電話番号に発信する通話
 - a)電話番号案内(104)や時報サービス(117)などの3桁特番
 - b)着信課金サービス
 - c)ナビダイヤル(0570)などの接続サービス
 - d)国際電話(WORLD CALL、WORLD WING)
 - e)クイックダイヤル(#ダイヤル)
 - f)ガスコンダイヤル(1416、他)
 - g)ナビダイヤル(00XY)
 - (2) 留守番電話サービスのメッセージ再生時に「1416」または「1417」に発信する場合
 - (3) 転送電話サービスを用いて、転送先に通話を転送する場合。
 - (4) 一般的な利用と著しく異なる利用態様が認められるなどにより、通話以外の目的によるものと弊社が判断する場合

第36条(初期契約解除に伴い契約者が支払う料金)

1. 第34条(料金の支払義務)の規約にかかわらず、第7条(初期契約解除)に定める初期契約解除が行われた場合に契約者が支払う料金は、以下の各号に定める料金の合計額とします。
 - (1) 月額基本料等、月額利用料、通話料等、音声オプションサービス料およびデータ通信容量追加サービスサービスの料金のうち①、初期契約解除による利用契約の終了日までに弊社が提供したサービスの対価に相当する金額
コンビニでのお支払いには、コンビニ決済手数料550円(税込)が発生いたします。
 - (2) SIMカード発行手数料または利用契約の変更手続きにかかる手数料
2. 弊社は、初期契約解除が行われた場合に、契約者から前項に定める料金を超える金額を受領していた場合は、弊社の定める時期および方法により、契約者に超過分を返還します。なお、返還に要する費用は弊社が負担するものとします。

第37条(料金の支払方法等)

1. 月額料金サービスの利用料金は、弊社が別途定める場合を除き、決済番号方式での決済または口座振替により支払うものとします。決済番号方式での決済は、契約者が申込時に設定したコンビニエンスストアで支払うものとします。
コンビニでのお支払いには、コンビニ決済手数料550円(税込)が発生いたします。
2. 月額料金サービスの利用料金の支払は、契約者が月額料金サービスの申込みにおいて弊社に届け出たコンビニエンスストアおよび金融機関の規約に基づくものとします。

第38条(過払金の取扱い)

弊社は、契約者から第34条(料金の支払義務)に定める金銭が支払われた場合であって、契約者が通常支払うべき金額を超える金額を受領したときは、弊社の定める時期および方法により、契約者に超過分を返還します。ただし、返還に要する費用は契約者が負担するものとします。

第39条(データ通信容量追加サービスに係る料金の一括払い)

1. データ通信容量追加サービスは、データ通信容量追加サービス利用期間における利用可能通信量について、あらかじめ一括して料金をお支払いいただくサービスです。弊社は、サービスの仕様として別に定める場合を除き、データ通信容量追加サービスについて、利用開始の前後を問わず、契約者の都合によりデータ通信容量追加サービスを利用しない場合であっても、ご返金はいたしません。
2. 第34条(料金の支払義務)第5項ならびに第37条(料金の支払方法等)第1項および第2項の規約は、前項で定める料金に準用します。

第六章 利用の中断、一時中断、利用の停止および解除

第40条(利用の中断)

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中断することがあります。
 - (1) 弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第45条(通信利用の制限)または第47条(通信時間等の制限)により通信利用を制限するとき。
 - (3) 協定事業者の規約により通信利用を制限するとき。
2. 弊社は、前項の規約により本サービスの利用を中断するときは、第5条(弊社からの告知)によりあらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 本条に基づく利用の中断があっても、本サービスの利用期間に変更はありません(利用の中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません)。
4. 本条に基づく利用の中断があっても、本サービスの利用料金(月額料金サービスの月額基本料等および音声オプションサービス料)は発生します。
5. 弊社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第41条(契約者からの請求による利用の一時中断)

1. 弊社は、契約者から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その電話番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同様とします)を行います。
2. 前項に基づき利用の一時中断を受けた契約者が利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。
3. 利用の一時中断および利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから一定時間経過後に完了します。利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金等(月額料金サービスにおいては発生した月額利用料および通話料等、データ通信容量追加サービスにおいては消費された利用可能通信量)は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
4. 利用の一時中断があっても、本サービスの利用期間に変更はありません(利用の一時中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません)。
5. 利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額料金サービスの月額基本料等および音声オプションサービス料)は発生します。

第42条(利用の停止)

1. 弊社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、本サービス(当該商品および契約者が弊社と契約している他の商品)の利用を停止することがあります。
 - (1) 第6条(月額料金サービスの申込み)第3項第1号、第2号または第5号に該当することが判明したとき。
 - (2) 商品の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
 - (3) 資産または信用の状況が悪化し、商品にかかる債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 第26条(契約者情報の変更の届出)の規約に違反したとき、または、当該規約により届け出られた内容が事実と反することが判明したとき。
 - (5) 第33条(契約者情報の取扱い)第5項に定める契約者確認に応じないとき。
 - (6) 第20条(自営端末機器)の規約に違反し、SIM商品を法令または技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
 - (7) 第29条(禁止事項)の規約に違反したとき。
 - (8) 上記のほか、本利用規約または弊社が契約者に適用する他の利用規約で禁止する行為またはそのおそれのある行為が行われたとき。
 - (9) 商品が他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - (10) 商品が違法な態様で使用されたとき。
 - (11) 商品を長期間(1年以上)利用しなかったとき。
 - (12) 弊社の業務または電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
2. 弊社は、前項の規約により本サービスの利用を停止するときは、原則として契約者に対する特段の通知は行いません。ただし、契約者情報により契約者に対する通知方法が弊社に判明する場合は、通知することがあります。
3. 本条に基づく利用の停止があっても、本サービスの利用期間に変更はありません(利用の停止の間、利用期間の進行が停止するものではありません)。
4. 本条に基づく利用の停止があっても、本サービスの利用料金(月額料金サービスの月額基本料等および音声オプションサービス料)は発生します。
5. 弊社は、本条に基づく利用の停止について、本サービスの料金の全部または一部の返金または損害賠償は行いません。

第43条(弊社による利用契約の解除)

1. 弊社は、第42条(利用の停止)第1項の規約により本サービスの利用を停止された契約者が、弊社所定の期間内にその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
2. 弊社は、契約者が第42条(利用の停止)第1項各号の規約のいずれかに該当する場合において、本人確認書類もしくはその写しが虚偽または偽造であることが判明した場合など、弊社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすものと認めるときは、前項の規約にかかわらず、利用停止をしないで、または利用停止後その事実を解消するための期間を設けずに、その利用契約を解除することがあります。
3. 第42条(利用の停止)第2項および第5項の規約は、本条により弊社が利用契約を解除する場合に準用します。

第七章 通信の制限

第44条(通信区域)

1. 本サービスによる通信(データ通信サービスおよび音声サービスを総称するものとし、以下、「通信」といいます)の区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスによる通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
2. 前項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスによる通信を利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第45条(通信利用の制限)

1. 弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または、携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規約もしくは携帯電話事業者と弊社との間で適用される契約の規約に基づいて携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、本サービスによる通信を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第46条(危険SMS拒否設定によるSMSの受信に関する制限)

1. 弊社は、本サービスのうち①弊社が指定する携帯電話事業者の通信網によってSMSを利用することができるサービスの利用契約において、あらかじめ危険SMS拒否設定を適用して提供します。
2. 契約者(前項のサービスの契約者を指し、以下、本条において同様とします)は、弊社所定の手続きにより、危険SMS拒否設定の適用を解除すること、および、解除後に再度適用させることができます。
3. 前二項にかかわらず、SMSの受信について契約者が別の設定をしている場合は、危険SMS拒否設定が適用されない場合があります。
4. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。
 - (1) 危険SMS拒否設定が、全ての危険SMSの受信を拒否することを保証するものではないこと。
 - (2) 危険SMS拒否設定により受信を拒否されたSMSを復元することができないこと。
5. 契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、危険SMS拒否設定によりSMSの受信が拒否されたこと、または、危険SMS拒否設定が適用されているにもかかわらず危険SMSを受信したことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第47条(通信時間等の制限)

1. 第45条(通信利用の制限)および第46条(危険SMS拒否設定によるSMSの受信に関する制限)の規約による場合のほか、弊社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規約に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(弊社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます)をとることがあります。
3. 弊社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。
4. 弊社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスによる通信を円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、常域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 前四項の場合、契約者は弊社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
6. 弊社は、本条に規約する通信時間等の制限を実施するため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第48条(通信時間の測定)

通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- (1) 通信時間は、双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻(その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします。)から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、弊社の機器(協定事業者の機器を含みます)により測定します。

(2)ただし、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第45条(通信利用の制限)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします)は、協定事業者が別途定める規約による時間を通信時間とします。

第八章 サポート

第49条(サポート)

1. 弊社は、契約者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスの利用に関する技術サポートを提供します。
2. 弊社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
3. 弊社は、契約者に提供している本サービスのアップデート等のサービスを中止する権利を留保します。
4. 弊社は、本サービスの利用に関する一般的な技術情報を除き、いかなる技術情報も提供する義務を負いません。

第50条(情報の収集)

1. 弊社は、本サービスに関し、契約者の同意を得て、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者から必要な情報が提供されない場合、十分な技術サポート等を提供できないことがあります。
2. 弊社は、前項により弊社が契約者から収集した情報について、技術サポートのほか、弊社サービスの提供に伴う契約者の本人確認、アフターサービス、新商品および特典情報等のご案内ならびに商品開発およびサービス向上等のための調査に利用することがあります。ただし、契約者を特定できる形で利用することはありません。

第九章 保守

第51条(弊社の維持責任)

弊社は、弊社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第52条(修理または復旧)

1. 弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 弊社は、弊社の電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化または消失したことにより契約者に損害を与えた場合、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第53条(保証の限界)

1. 弊社は、本サービスによるデータ通信サービスの利用に関し、弊社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
2. 弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

第十章 損害の賠償

第54条(弊社の責めに帰すべき事由による損害)

1. 弊社は、データ通信サービスまたは音声サービス(以下、「弊社通信サービス」といいます)を提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき事由により弊社通信サービスが全く利用できない状態(その商品にかかる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、同様とします)となり、そのことを弊社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用不能による損害を賠償します。
2. 前項の場合における賠償は、月額基本料および音声オプションサービス料から、弊社が適当と認める金額を減じる方法により行います。ただし、弊社は状況に応じて、これとは別の方法により賠償を行う場合があります。
3. 前項各号の場合において、減じる金額は、弊社通信サービスが全く利用できない状態が継続した時間(24時間の倍数である部分)に限り、以下、同様とします)を24時間ごとに数え上げて得た日数(以下、「利用不能日数」といいます)に相当する金額に限るものとし、付与する利用期間は、利用不能日数に限るものとします。
4. 前項にかかわらず、契約者が、弊社通信サービスの利用不能により通常生ずべき損害を賠償するためには当該利用不能日数に相当する金額を超える金額を減じるべきであること、または、当該利用不能日数を超える利用期間を付与すべきであることを証明した場合は、この限りではありません。
5. 前四項の規約は、弊社に故意または重大な過失がある場合は適用されないものとします。

第55条(協定事業者の責めに帰すべき事由による損害)

1. 弊社は、弊社通信サービスを提供することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます)について、協定事業者が弊社に提供する接続サービスの障害等、協定事業者の責めに帰すべき事由により弊社通信サービスを提供できなかった場合であって協定事業者から弊社に対し損害が賠償された場合に限り、当該賠償額を、弊社通信サービスを利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の総額とし、減じるべき金額または付与すべき利用期間に換算したうえで、その利用不能による損害を賠償します。
2. 前項の場合における賠償の方法は、第54条(弊社の責めに帰すべき事由による損害)第2項の規約が準用されるものとします。

第56条(不可抗力免責)

天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、契約者が弊社通信サービスを利用できなかったときは、弊社は、一切その責任を負わないものとします。

第57条(本サービスの利用または利用不能から派生した損害)

1. 弊社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます)について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウイルスの不存在その他何らの保証も行いません。当該情報等の①弊社以外の第三者による提供にかかるものに起因して生じた損害について、弊社は何らの責任も負わないものとします。
2. 弊社は、本サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損、滅失もしくは第三者に対する漏洩による損害について、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 弊社は、本サービスの不具合その他の瑕疵、契約者による本サービスの利用もしくは利用不能、または契約者に対するサポートサービスの提供もしくは提供不能の結果として生ずべき契約者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他契約者が被るべき一切の金銭的および非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第58条(損害賠償額の上限)

弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失がある場合、または第55条(協定事業者の責めに帰すべき事由による損害)に規約する場合はこの限りではありません。

第十一章 雑則

第59条(携帯電話事業者との契約)

契約者は、本サービスを利用するにあたって契約者と携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約される場合があることを了承します。その場合、弊社が当該接続契約の申込および解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

第60条(商品の販売終了)

1. 弊社は、本サービスの全部または一部の販売を予告なく終了することがあります。
2. 弊社は、前項の規約により本サービスの販売を終了したときは、弊社Webサイトにおいて契約者に告知します。
3. 本条第1項の規約により弊社が本サービスの販売を終了した場合であっても、その時点で本サービスの利用を開始している契約者は、引き続き当該商品を利用することができます。ただし、第62条(商品の廃止)の規約により弊社が当該商品を廃止した場合は、この限りではありません。

第61条(利用申込み等の受付終了)

1. 弊社は、第60条(商品の販売終了)の規約により販売を終了した商品について、利用申込みまたは利用開始手続き(以下、「利用申込み等」といいます)の受付を終了することがあります。
2. 弊社は、前項の規約により商品の利用申込み等の受付を終了するときは、当該商品の利用申込み等の受付を終了する日までに相当な期間において、第5条(弊社からの告知)の方法により契約者に告知します。
3. 本条第1項の規約により弊社が商品の利用申込み等の受付を終了した場合であっても、当該商品の契約者は継続して当該商品を利用することができます。ただし、第62条(商品の廃止)の規約により弊社が当該商品を廃止した場合は、この限りではありません。

第62条(商品の廃止)

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 弊社は、前項の規約により本サービスを廃止するときは、本サービスを廃止する日までに相当な期間において、第5条(弊社からの告知)の方法により契約者に告知します。

第63条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、次の各号に定める事項を証明し保証するものとします。
 - (1) 自己が、暴力団、暴力団関係企業・団体またはこれらに所属する者、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます)ではなく、将来においても同様であること。
 - (2) 自己が、反社会的勢力等と関係(人的関係、資本的関係、取引関係を含むがこれらに限られない)を有しておらず、将来においても同様であること。ただし、法令上の義務の履行に基づく取引関係についてはこの限りではない。
2. 契約者は、自己または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者は、弊社が前二項の事項の確認のために調査を実施する場合は、合理的な範囲で協力し、弊社が要請した資料等を提出するものとします。
4. 弊社は、契約者が本条に違反した場合、何らの通知、催告を要せず、直①に本サービスの利用契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、契約者は、その解除による損害について、損害賠償請求その他名目の如何を問わず、弊社に対し何らの請求もすることができないものとします。

第64条(分離性)

本利用規約の一部分が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本利用規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持①続けるものとします。

第65条(準拠法)

本利用規約は、日本国法を準拠法とします。

第66条(協議)

弊社および契約者は、本サービスまたは本利用規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第67条(管轄裁判所)

弊社および契約者は、本サービスまたは本利用規約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

〈改訂履歴〉

令和6年10月31日 目次 改定

令和6年10月31日 第36条 改定

令和6年10月31日 第一章第3条

改訂

令和6年10月31日 第二章第12

条 改定

■すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書

第一章	申込および利用開始日について
-----	----------------

第1節 申込方法

- 申込みは下記の通りです。
- ・店頭で申込み

第2節 申込種類

- 申込みは以下の2種類があります。
- ・新規申込み
- ・MNP転入申込み(番号ポータビリティ転入申込み)

第3節 申込から商品お届け迄の流れ

申込方法と申込種類によって、商品お届け迄の流れが変わります。

①(新規申込)

(1) 店頭で申込み

- 弊社の流れ
 - ・商品説明
 - ・申込受付
 - ・申込調査
 - ・請求発行
 - ・支払確認
 - ・商品準備
 - ・商品受渡※6
- お客様の流れ
 - ・店舗訪問
 - ・説明を受ける
 - ・店頭で申込フォーム入力
 - ・支払い
 - ・商品受取/利用開始

②(MNP転入申込)

(1) 店頭で申込み

- 弊社の流れ
 - ・商品説明
 - ・申込受付
 - ・申込調査
 - ・請求発行
 - ・支払確認
 - ・MNP申請※11
 - ・商品準備
 - ・商品を自宅に発送
 - ・お客様の連絡を起点にMNP開通作業
- お客様の流れ
 - ・店舗訪問
 - ・説明を受ける
 - ・店頭で申込フォーム入力
 - ・支払い
 - ・商品を配送で受取
 - ・MNP開通を弊社に依頼
 - ・利用開始

※1.請求発行/請求受領

請求は、お客様がすまほの窓口のWEBサイトに入力したメールアドレス宛にお送りします。

メール本文内に以下の情報を記載しています。

- ・コンビニブランド
- ・決済番号
- ・決済番号の有効期限
- ・請求金額

※2.MNP転入の申込受領

MNP予約番号と予約番号の有効期限、MNPする電話番号をすまほの窓口のWEBサイトに入力いただいております。MNPの予約番号は、申込日から10日後以降の日に①が有効期限日であるものをご用意ください。

※3.MNP転入申請

新規申込みは、当日17時までの受付分を当日中に出荷していますが、MNP転入の申込の場合は、SIMカードの準備にお時間をいただいております。SIMカードの準備に必要な期間は、MNP転入申込を弊社が受領してから約4日間です。

※4.MNP開通を弊社に依頼

お客様は弊社からSIMカードが届きましたら、弊社にお電話でご連絡ください。お客様からお電話をいただいてから約30分間の間でMNP転入処理を行います。転出元の契約状況により、開通エラーとなる可能性があります。30分以内に開通されない場合は弊社までご連絡ください。

MNPの有効期限日の2営業日前までにお客様からMNP転入作業の依頼のご連絡がない場合は、弊社の方でMNP転入処理を行います。MNP転入処理を行うと、以前のSIMカードでは通信ができなくなり、旧携帯電話事業者との契約は解除されます。

MNP転入の申込の場合のサービス利用開始日は、商品の発送日から3日後となります。

※5.申込書受付の場合のMNP転入について：申込書にMNP転入に関わる情報の記載欄がないため、お電話口でMNP転入の方法により契約を行う旨及びMNP転入に必要な以下の情報を申請してください。

- ・MNP予約番号
- ・予約番号の有効期限
- ・MNP転入する予定の電話番号

※6.店頭でのMNP転入申込：MNP転入のSIMカードの準備に約4日間の日数がかかります。MNP転入を店頭で申込みされる場合は、SIMカードの準備が整いましたら弊社から自宅宛にて転送不可でSIMカードを発送します。MNP転入のSIMカードを、店頭でお渡しすることはできません。

第4節 申込全般に関わる注意事項

- 未成年の方は、本商品の申込みまたは購入はできません。
- 法人名義では、本商品の申込みまたは購入はできません。
- 申込みを重複して受付けた場合、先に受付けた申込みを無効とし、新たに受付けた申込みを有効とします。
- 申込内容に不備等があり、14日以内に不備が解消しない場合は申込を取消します。
- 申込内容の変更は、初期費用の支払い前でなければ可能です。変更を希望の場合はスマホの窓口ヘルプデスクまでお問合せください。

- お客様が利用するソフトウェアによっては、意図しないデータ通信が行われる場合があります。
- 本商品はNTTドコモのネットワークを利用しますが、NTTドコモが提供するサービスではありません。本商品のサービス内容および料金のいずれも、NTTドコモとは関係がありません。
- 本商品では、NTTドコモのサービスであるspモード®、iモード®等は利用できません。
- 本商品では、NTTドコモのメールアドレス(docomo.ne.jp)の付与はありません(NTTドコモのサービスをご利用のお客様が、引き続きNTTドコモのメールアドレス(docomo.ne.jp)をご利用になる場合は、NTTドコモ所定のお手続きが必要です(詳細はNTTドコモにお問合せください))。
- 本商品では、弊社によるメールアドレスの提供はありません。
- 弊社は、以下の場合には、利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みの内容に不備または事実と反する記載があるとき(申込内容に記入もれ、誤記または虚偽の記載がある場合のほか、申込時に提示または提供される本人確認書類もしくはその写しが虚偽または偽造である場合を含みます。)
 - (2) 申込者の過去の申込みが上記(1)に該当していたとき。
 - (3) 申込者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が過去に合理的な理由なく本商品もしくは他の商品の受領を怠り、もしくは故意に受領を遅らせる等の事実があったとき、または現にこれらの事実があるとき。
 - (5) 申込者が弊社との間で、既に音声通話サービスに対応した商品を契約しているとき。
 - (6) 申込者が過去に弊社利用規定に違反していたことが判明したとき、または現に違反しているとき。
 - (7) その他、弊社の業務の遂行上著しい支障があると判断するとき。
- 利用開始初月の月額基本料は日割りとなります。音声オプションの利用料は日割計算を行いません。月額基本料の日割料金は【第四章第2節①(月額基本料)】をご確認ください。
- 過去に弊社と契約があり、かつ未払いの債務があるときは、初期費用と一緒に未払い債務を請求します。
- 初期費用の支払いに用いる決済番号の有効期限は、新規番号の場合は発行から14日間・MNP転入の場合は発行から2日間です。
- ネットワーク暗証番号及びPINコードは、それぞれスマホの窓口申込完了通知書に記載しております。
- SIMロック状態となり、PUKコードの入力が必要な場合は、スマホの窓口ヘルプデスクにお問い合わせください。
- MNP転入契約時は、お客様が弊社に初期費用をお支払した後に転入手続きを行います。転出元の通信会社が転出を拒否した場合は、MNP転入契約を承ることができません。その場合は、弊社はお客様に新規番号での契約を提案します。新規番号での契約をお客様が拒否する場合は、本契約は初期契約解除となります。なお、この場合の初期契約解除では、書面による初期契約解除の意思表示は不要です。

第5節電気通信サービスの内容

- 弊社は、以下の電気通信サービスを提供しております。
 - ・音声通話サービスおよびデータ通信サービス(MVNO携帯電話端末サービス)
 - ・データ通信サービス
- 弊社の電気通信サービスは、基地局から離れた地域や電波受信に障害となる建造物がある地域などでは、ご利用いただけないことがあります。
- 弊社の音声通話サービスは、音声通話サービスとデータ通信サービスをセットでご利用いただくプランです。音声通話サービスのみの申込みはできません。
- 弊社は、第三者課金発信による音声通信を主として利用しております。その品質に関して、通常発信による音声通信と同等の品質を保証するものではありません。

第6節 スマホの窓口申込完了通知書について(重要な書面ですので、必ずお読みください)
スマホの窓口申込完了通知書は、商品と一緒に店頭でお渡しします。

第7節 サービスの利用開始日

サービスの利用開始日は、商品の受取手段と申込種類によって変わります。
また、利用開始日より月額基本料の課金を開始します。
利用開始日は、お客様が店頭で商品を受取った日から3日後です。

第二章	サービスに関する内容
-----	------------

第1節音声通話サービスの内容

- ①(利用できるサービスについて)
- SMS(ShortMessageService):ご利用いただけます。
 - +メッセージ@(プラスメッセージ):ご利用いただけます
- (ご利用にはアプリのダウンロードが必要です。詳細はNTTドコモにお問合せください)。
- 国際通話:ご利用いただけません。
 - 国際ローミング:ご利用いただけません。
 - MMS(MultimediaMessagingService):ご利用いただけません。

- ②(通話料の計算について)
- 通話料は暦月単位で計算します。
 - 翌暦月にかけて連続して使用した通話は、翌暦月の通話料に算入します。
 - 通話料に関しては、【第四章第2節②(通話料)】をご確認ください。

- ③(電話かけ放題サービスに関する注意事項)
- 音声通話プランは、かけ放題のみとなります。従量課金のサービスは提供していません。
 - 電話かけ放題サービスは、日本国内の固定電話や携帯電話宛での発信が無料になります。
 - 以下の発信先は、電話かけ放題サービスで無料になる相手先の対象外です。
 - ・電話番号案内(104)や時報サービス(117)などの3桁特番
 - ・着信課金サービス
 - ・ナビダイヤル(0570)などの接続サービス
 - ・国際電話(WORLD CALL、WORLD WING)
 - ・クイックダイヤル(#ダイヤル)
 - ・ガスコンダイヤル(1416、他)
 - ・ナビダイヤル(00XY)
 - 他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス)に該当するものと弊社が判断する電話番号

●弊社がお客様の過度な発信を検知した場合は、過度な使用を警告させていただくことがあります。また、再三警告をしても改善されない場合や、短期間で弊社が想定する使用量を超えて発信を行っている場合は、お客様との契約を解除させていただく場合もあります。

第2節 SMSサービスの内容

①(サービスの内容)

- SMSの送信にはSMS通信料がかかります(無料通信分はありません)。
- SMSの送信には、1通あたりの送信文字数や1日あたりの送信数に上限があります(送信先事業者や海外からの送信等の状況により異なります)。
- SMSの受信は無料です。

②(SMSサービスに関する注意事項)

- SMS及び国際SMSは送信料金がかかります。送信料金は【第四章第2節③(SMS送信料)】をご確認ください。
- 迷惑SMSお断りサービスが初期で付帯されています。
- 1日あたりの送信数上限は全角70文字で199通までとなります。
- SMS相互接続他事業者へ送れる文字数は全角70文字までです。
- 海外からの送信料は100円/通(不課税・全角1文字～70文字まで)となります。
- ご利用の機種またはアプリにより、1回に送信可能な文字数は異なります。
- SMSを送信する場合は、必ず相手先へ発信者番号が通知されます。
- ご利用の機種またはアプリにより、SMSサービスをご利用いただけない場合があります。
- SMSは題名の入力はできません。
- 受信したSMSに返信できない場合があります。
- 宛先の電話番号に184/186を付与した場合は、SMSを送信できません。
- 本文に半角カタカナや絵文字を使うと、受信側で正しく表示されない場合があります。
- ご利用端末の電源が入っていない場合や、圏外などで受信できない場合は、SMSセンターで保管します。
- 電波状況などにより、受信したSMSが正確に表示されない場合があります。
- 送達通知は、送達通知非対応機種や他事業者宛では正常に回答しない場合があります。
- 絵文字を受信した場合は、「＝」などに変換されて表示される場合があります。
- iPhone搭載の絵文字を受信した場合は、端末によって正しく表示されない可能性があります。
- FaceTimeやiMessageのアクティベーション等(※1)、ご利用のアプリによって国際SMS料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

※1アクティベーションが発生する一例

- FaceTimeやiMessage等、弊社では動作を保障しておりません。サービス内容や仕様につきましては提供元にご確認ください。
- FaceTimeやiMessageの設定をオフからオンに切り替える場合。
- iTunesからの復元(初期化)を行う場合。(FaceTime設定がオフになります。ご利用になるにはオンに切り替える必要があります。)
- 別のSIMカードに差し替えを行う場合。(FaceTime設定がオフになります。ご利用になるにはオンに切り替える必要があります。)
- 危険SMS拒否設定をあらかじめ適用しています。

第3節 データ通信サービスの内容

①(データ通信サービス全般について)

- 本商品の通信速度はベストエフォート方式であり、実際の通信速度を保証するものではなく、周波数を複数のお客様で共用することから、速度が低下することがあります。また、利用場所や通信状況により、速度が低下することがあります。
- ファイル交換(P2P)アプリケーション等に制限を設ける場合があります。
- インターネットへの接続が一定時間を超えたお客様のご利用回線を、一旦切断させていただく場合があります。
- プライベートIPアドレスによるサービスです。
- 弊社は、本商品の提供、保守、およびこれに付随する業務を行うために、トラフィック情報の収集、分析等を行います。
- テザリングをご利用いただくには、端末がテザリング機能に対応している必要があります。
- 上記を含む本商品の利用制限等は、テザリング時にも適用します(テザリング時に特有の制限はありません)。
- 動画再生や連続したデータ通信にはトラフィック制御を設けています。
- 国際ローミングはご利用いただけません。

②(基準データ通信量および通信速度について)

- 本商品では、一料金月に使用する基準となるデータ通信量(以下、「基準データ通信量」といいます)に応じたデータ通信プランを提供しています。
- 一料金月に使用したデータ通信量(低速度制限(後述)時に使用したデータ通信量は含まず、以下、「データ通信使用量」といいます)が基準データ通信量に達するまで、通信速度の制限はありません。
- データ通信使用量が基準データ通信量に達すると、低速度に切り替わります(以下、「低速度制限」といいます)。
- 基準データ通信量は、料金月ごとに設定されます。料金月の末日に残存している基準データ通信量は失効し、翌料金月に引き継ぐことはできません。
- 料金月の末日から翌料金月の初日にかけて連続して使用したデータ通信量は、翌料金月のデータ通信使用量に算入します。

③(データ通信プランの選択(変更)について)

- データ通信プランの変更は、マイページもしくはスマホの窓口ヘルプデスクから申込みください。
 - 変更後のデータ通信プランが変更前のデータ通信プランより低いとき、変更申込手続きの申請日が属する料金月の翌月から適用されます。ただし、データ通信プランの変更の申請日が月末最終営業日の18時以降の場合は、変更の適用が翌々月の初日からになります。
 - 変更後のデータ通信プランが変更前のデータ通信プランより高いとき、適用日を以下の二つから選択することが可能です。
- (1) 申請日当日から適用する
- (2) 変更申込手続きの申請日が属する料金月の翌月から適用する
- ただし、データ通信プランの変更の申請日が月末最終営業日の18時以降の場合は、変更の適用が翌々月の初日からになります。
- データ通信プランの変更手数料は無料です。
 - 電話番号の変更はありません。
 - SIMカードの変更はありません。
 - データ通信プランの変更申請は、一料金月に一度のみとなります。
 - 申請したデータ通信プランの変更は、キャンセルをすることができません。
 - 解約申請後(解約の詳細は、【第七章第1節解約について】をご確認ください)、データ通信プランの変更申請を行うことはできません。

④(データ通信容量追加サービスについて)

- データ通信容量の追加は手数料の入金確認が取れてからの対応となります。データ通信容量追加サービスの詳細は、【第三章第4節②(データ通信容量追加サービスについて)】をご参照ください。

⑤(データ通信使用量の確認について)

- データ通信使用量を確認する場合は、スマホの窓口ヘルプデスクへお問い合わせください。

第4節 オプションサービスについて

①(音声オプションについて)

- 音声オプションは、留守番電話サービス、割込通話サービス、転送電話サービス、迷惑電話お断りサービスがあります。
- 留守番電話サービス、割込通話サービスは有料のオプションであり、その利用料金は【第四章第2節④(音声オプションサービス料)】からご確認ください。
- 転送電話サービスは、2023年2月22日より新規受付を終了しています。
- 留守番電話サービス、転送電話サービスを使用した際の通話には、通話料が発生します。(かけ放題の対象ではありません)利用料金は【第四章第2節④(音声オプションサービス料)】からご確認ください。
- 転送電話サービス、迷惑電話お断りサービスは無料で提供しております。
- 音声オプションの設定方法の詳細は、弊社WEB(URL: <https://www.xn--88jzbwbl1246b2r9b.com/>)。
- 音声オプションの変更は、加入や廃止を示します。
- 転送電話サービスは、2023年2月22日より新規受付を終了しています。
- 音声オプションの変更申請は、各オプションごとに一料金月内に一度のみとなります。
- 音声オプションの変更手数料は無料です。
- 音声オプションの変更は、マイページもしくはスマホの窓口ヘルプデスクにお問い合わせください。
- 迷惑電話お断りサービスは、本商品を契約時に自動で付帯しています。留守番電話サービス、割込み通話サービス、転送電話サービスについては、加入申請が必要です。

- 音声オプションの加入は、サービス変更の申込日の当日から適用されます。ただし、音声オプションの変更の受付完了時刻が18時を過ぎていた場合は、翌営業日に適用となります。
- 音声オプションの廃止は、変更申込手続きの申請日が属する料金月の翌月から適用されます。ただし、データ通信プランの変更の申請日が月末最終営業日18時以降の場合は、変更の適用が翌々月の初日からになります。
- 電話番号の変更はありません。
- SIMカードの変更はありません。
- 申請した音声オプションの変更は、キャンセルすることができません。
- 解約申請後(解約の詳細は、【第七章第1節解約について】をご確認ください)、音声オプションの変更申請を行うことはできません。

②(データ通信容量追加サービスについて)

- データ通信プランで定められているデータ使用量の上限を1GB単位で追加できるサービスです。
- 申込後、弊社からコンビニエンスストアの決済番号を伝達します。弊社にてコンビニエンスストアでの支払いが確認できた場合は、データ通信容量の追加を行います。
- データ通信容量追加サービスは、1GB単位で申請が可能です。データ通信容量追加サービスの請求がある状態で、データ通信容量追加サービスの申請を行うことはできません。
- データ通信容量追加サービスは、音声通話サービスに付随しているデータ通信サービスが対象です。音声通話サービスが付随していないデータ通信サービスはデータ通信容量追加サービスの対象外です。
- 追加したデータ通信容量は、申込みがあった料金月のみ有効です。追加分が余った場合は、翌月に繰り越すことはできません。
- データ通信容量追加サービスは、マイページもしくはスマホの窓口ヘルプデスクから申込ください。
- データ通信容量追加サービスの料金は、【第四章第2節⑦(その他通信料金以外の費用)】をご確認ください。

③(回線の追加について)

- 弊社とスマホの窓口契約を締結中の方に限り、1回線まで回線を追加することが出来ます(以下、従前の回線を「主回線」、追加された回線を「サブ回線」といいます)。なお、スマホの窓口新規申込時にサブ回線も同時に契約いただくことはできません。
- サブ回線契約手続き中に主回線の利用契約が解約となった場合、本申込は無効になります。
- なお、既に初期費用が支払われている場合は、初期契約解除と同様の解約処理を行います。
- 新規番号、MNP転入のど①②も可能です。ただし、MNP転入の場合は転出元の契約名義が主回線の契約名義と同じである必要があります。※MNP転入の場合、SIM準備期間が発生するため商品発送まで1週間程度かかります。
- サブ回線追加の申請後、初期費用の決済番号を発行致します。商品の発送は、初期費用お支払い後となります。
- 初期費用の支払いに用いる決済番号の有効期限は、新規番号の場合は発行から14日間・MNP転入の場合は発行から2日間です。
- ご利用開始日は、商品の発送(店頭の場合、商品受渡)から3日後となります。
- 主回線の契約の解約申請を行っている場合は、サブ回線の追加申請を行うことは出来ません。
- その他、月額料金や各種申請方法、提供サービス内容等は主回線と同様です。
- 毎月の請求は、主回線の請求と合算致します。
- 回線の追加を希望の際は、マイページよりお手続きをいただくか、スマホの窓口ヘルプデスクまでお電話にてお問合せ下さい。

④(データ増量オプションサービスについて)

- データ増量オプションサービスは、スマホの窓口で音声通話サービスをご利用いただいている方向けのオプションサービスです。
- データ増量オプションサービスは有料のオプションであり、その利用料金は【第四章第2節④(音声オプションサービス料)】からご確認ください。
- データ増量オプションサービスの変更は、加入や廃止を示します。
- データ増量オプションサービスの変更申請は、一月内に一度のみとなります。
- データ増量オプションサービスの変更手数料は無料です。
- データ増量オプションサービスの変更は、マイページもしくはスマホの窓口ヘルプデスクにお問い合わせください。
- データ増量オプションサービスの加入は、サービス変更の申込日の当日から適用されます。ただし、データ増量オプションサービスの変更の受付完了時刻が18時を過ぎていた場合は、翌営業日に適用となります。
- データ増量オプションサービスの廃止は、変更申込手続きの申請日が属する料金月の翌月から適用されます。ただし、データ増量オプションサービスの変更の申請日が月末最終営業日18時以降の場合は、変更の適用が翌々月の初日からになります。
- 申請したデータ増量オプションサービスの変更は、キャンセルすることができません。
- 解約申請後(解約の詳細は、【第七章第1節解約について】をご確認ください)、データ増量オプションサービスの変更申請を行うことはできません。

第5節データ通信サービスの内容

- スマホの窓口では、データ通信サービスを提供しています。
- データ通信サービスの詳細は、【スマホの窓口データ通信サービス重要事項説明書】をご確認ください。

第6節 SIMカードの再発行について

- SIMカードの紛失等、再発行が必要となった場合には、お客様の申込みにより再発行します。
- SIMカードの再発行を行う場合は、スマホの窓口ヘルプデスクから申込みください。
- SIMカードの再発行を行う場合、同じ番号をそのまま使用するか番号を変更するかお選びいただけます。
- SIMカードの再発行(同じ番号を使用する場合)に要する期間は、約4営業日です。※1
- SIMカードの再発行(違う番号をご利用になられたい場合)に要する期間は、約1営業日です。
- SIMカードは、一般的な通常サイズ、MINIサイズ、NANOサイズに対応するサイズに対応できるSIM(いわゆるマルチカットSIM)をお渡しします。
- 再発行するSIMカードは、お客様の自宅(ご登録されている住所)に配送でお送りします。ご登録済みではない住所にお届けすることは出来ません。
- SIMカードの再発行に関わる費用の詳細は、【第四章第2節⑦(その他通信料金以外の費用)】をご確認ください。
- ※1.SIMカードの再発行に要する期間
- データ通信サービスのSIMカードの再発行に要する期間は、【スマホの窓口データ通信サービス重要事項説明書 第二章第3節】をご確認ください。

第7節 不良品の交換について

- 弊社で販売したSIMカードに不良があった場合は、サービスの利用開始日から7日以内であれば商品を交換します。
- SIMカードの不良品交換に係る費用は、無料です。
- 不良品の交換は、スマホの窓口ヘルプデスクから申込みください。
- 音声通話サービスのSIMカードを交換する際は、電話番号に変更はありません。データ通信サービスのSIMカードを交換する際は、電話番号が変更になる場合があります。
- 弊社よりご購入いただいた通信端末やアクセサリ類の不良品交換については、【スマホの窓口通信端末およびアクセサリ類ご購入にあたっての重要事項説明書】をご確認ください。

第三章	電気通信サービスの料金
-----	-------------

第1節 SIMカード発行手数料

- 音声通話サービスSIMカード発行手数料等(税込)
- SIMカード発行手数料:3,850円
- ※初回契約時のみ2円

第2節 電気通信サービス料

①(月額基本料)

- 本商品の月額基本料は、当該料金月に選択されているデータ通信プランに応じて、以下のいずれかの金額を翌料金月の初日に課金します。
- ※ガラケーサービスは1GBプランでの契約となります。
- 音声通話サービス

プラン名	高速通信量の上限	月額基本料(税込)	日割料金(税込)
3GBプラン	3GB	3, 980円	128円
5GBプラン	5GB	5, 200円	167円
7GBプラン	7GB	5, 800円	187円

10GBプラン	10GB	6, 800円	219円
12GBプラン	12GB	7, 500円	241円
15GBプラン	15GB	8, 500円	274円
17GBプラン	17GB	9, 500円	306円
20GBプラン	20GB	10, 500円	338円

②(通話料)

提供役務	利用料金(税込)
国内通話(下記の場合を除きます)	無料
・一方的または機械的な発信により、長時間または多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号として弊社が指定する電話番号に発信する場合 ・他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス)に該当するものと弊社が判断する電話番号に発信する場合 ・一般的な利用と著しく異なる利用態様が認められるなどにより、通話以外の目的によるものと弊社が判断する場合	22.0円/30秒
電話番号案内(104)やその他3桁特番、着信課金サービス、ナビダイヤル(0570)などの接続サービス、国際電話については、かけ放題の対象外となります。なお、自ら00XYダイヤルをした場合は、ユーザダイヤルを優先します。一覧は下記の通りです。 ・特番系サービス(発信) 電話番号案内(104)や時報サービス(117)などの、クイックダイヤル(#ダイヤル)、ガスコンダイヤル(1416、他)、ナビダイヤル(00XY) また、着信した通話についても通話料が発生するサービスはかけ放題の対象外となります。一覧は下記の通りです。 ・国際電話 WORLD CALL、WORLD WING	所定の料金がかかります。
留守番電話サービスのメッセージ再生時に「1416」または「1417」に発信する場合	22.0円/30秒
転送電話サービスを用いて、転送先に通話を転送する場合	22.0円/30秒

③(SMS送信料)

1通当たりの料金です。

送信文字数(全角)	国内同士の送信料(税込)	国内から海外への送信料(不課税)
1文字～70文字	4円	50円
71文字～134文字	7円	100円
135文字～201文字	10円	150円
202文字～268文字	14円	200円
269文字～335文字	17円	250円
336文字～402文字	20円	300円
403文字～469文字	24円	350円
470文字～536文字	27円	400円
537文字～603文字	30円	450円
604文字～670文字	33円	500円

④(音声オプションサービス料)

サービス名	月額基本料(税込)※日割料金はありません。
割込通話サービス	330円
留守番電話サービス	440円
データ増量オプションサービス	825円
転送電話サービス	無料
国際通話	提供していません
国際ローミング	提供していません
電話かけ放題	月額基本料に含まれます

- ⑤(ユニバーサルサービス料)
※ユニバーサルサービス制度について:東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社が提供しているユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報電話など)を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するため必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(ユニバーサルサービス料)は半年ごとに改定されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。
- ⑥(電話リレーサービス料)
※電話リレーサービス制度について:聴覚や発話に困難のある方(以下、「聴覚障害者等」といいます)と聴覚障害者等以外の方との会話を通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスを適正かつ確実に提供できる環境を確保するために必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(電話リレーサービス料)は、年度ごとに改定されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。
- ⑦(その他通話料金以外の費用)
●データ通信容量追加サービス:2GB1500円(税込)
●SIMカードの再発行手数料(音声通話サービス、データ通信サービス共通):5, 500円(税込)
※コンビニでのお支払いには2024年10月3日発行分よりコンビニ決済手数料220円(税込)が発生いたします。
●MNP転出の手数料:無料

第四章	電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について
-----	----------------------------

- 第1節 請求時期について
(1)月額基本料、音声オプションサービス料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料
ひと月単位で計算し、翌月の7日(Aグループ)17日(Bグループ)に請求します。支払期限は、弊社から請求を受けた翌月5日(Aグループ)翌月15日(Bグループ)までとなります。
(2)通話料、SMS通信料
利用月の翌々月の7日(Aグループ)17日(Bグループ)に請求します。支払期限は、弊社から請求を受けた月の翌月5日(Aグループ)翌月15日(Bグループ)までとなります。
(3)データ通信容量追加サービス、SIMカードの再発行、契約後の機種購入
申込時に請求します。支払期限は14日間です。

- 第2節 支払方法について
(1)月額基本料、音声オプションサービス料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、通話料及びSMS送信料等、月額利用料として請求をするもの
コンビニエンスストアでの支払い(口座振替のど①)になります。詳細は、【第六章第2節支払方法について】をご確認ください。
(2)データ通信容量追加サービス、SIMカードの再発行、契約後の機種購入
コンビニエンスストアでの支払いとなります。なお、支払先のコンビニブランドはお客様が事前に設定をしたコンビニブランドになります。

第五章	毎月の請求と支払いについて
-----	---------------

- 第1節 請求に関する注意事項
●月額利用料の請求は、弊社からSMSでお送りします。
●月額利用料は、コンビニエンスストアもしくは口座振替で支払いができます。支払方法の詳細は【第六章第2節支払方法について】をご確認ください。
●お客様の支払方法に関わらず、お客様にコンビニブランドの決定を行っていただきます。
●口座振替で支払いをご希望の場合は、所定の手続きが必要です。
●請求日及び支払期日は、支払いグループによって異なります。詳細は【第六章第2節支払方法について】をご確認ください。
●請求金額に対する過払いや、請求の二重払いが発生した時は、お客様に返金をいたします。
●期日までに月額利用料の支払いが確認できない場合は、回線は一時停止になります。
●期日までに申請をいただくと、回線が一時停止となるまでの期間を延長することが可能です。回線停止期間の延長申請につきましては、初回のみ無料のご案内、2回目以降より次回月額料金ご請求時に手数料330円(税込)が発生いたします。
●回線の一時停止中、お客様が弊社の定める期日まで(未納となっている料金を支払った場合、回線を再開することができます。なお、その場合には、契約が継続となりますので回線停止中の通信を利用していない期間の月額利用料も発生します。
また、お客様が弊社の定める期日までの支払いがない場合、弊社は、利用契約を解除し、回線は強制解約となります。なお、その場合、回線停止となっている期間の料金は発生しません。
●回線の開通作業は、弊社の営業時間内に行います。また、回線の開通には、1～5営業日程度掛かる場合があります。
●本契約の解約後、支払方法がコンビニエンスストアでの支払いに自動的に切り替わります。口座振替で毎月支払をしているお客様も、本契約の利用最終月の支払いはコンビニエンスストアでの支払いとなります。請求情報は、すまほの窓口マイページからご確認ください。
●弊社は、お客様が支払った料金等について、原則領収書の発行はしませんが、お客様から書面による請求がある場合には、弊社が定める下記発行手数料及び郵送料の他、必要に応じて印紙税を負担していただくことで発行します。

請求先
〒491-0812 愛知県一宮市千秋町芝原字山1番地2株式会社くるま
の窓口 領収書受付係宛

発行手数料:660円(税込)
郵送料:レターパックライトの相当代金
印紙税:印紙税法による

- 第2節 支払方法について
①コンビニエンスストアで支払い
●コンビニエンスストアで支払いをする場合に必要の決済番号は、弊社からお客様に送付するSMSもしくはすまほの窓口マイページに記載しています。
●コンビニブランドの変更は、マイページもしくはすまほの窓口ヘルプデスクから申込みください。変更は即日適用となります。
●コンビニでのお支払いには、コンビニ決済手数料220円(税込)が発生いたします。
②口座振替で支払い
●口座振替で支払いを行う場合は、口座振替用紙の記入が必要になります。弊社に口座振替用紙を請求し、必要事項を記入後弊社にお送りください。

口座振替用紙の送付先
〒491-0812 愛知県一宮市千秋町芝原字山1番地2株式会社くるま
の窓口 口座振替用紙受付係宛

- 口座振替用紙の請求は、すまほの窓口ヘルプデスクにお問い合わせください。
●口座振替手続きには、約2か月間かかります。手続きを行っている間の支払いは、コンビニエンスストアでの支払いとなります。
●口座振替での支払いの請求は毎月7日(Aグループ)17日(Bグループ)に行います。引き落とし日は、毎月27日(Aグループ)翌月6日(Bグループ)です。
引き落とし日が土日祝日の場合は、翌営業日に引き落としになります。
●支払い期限が過ぎたとき及び弊社サービスを解約した後の支払いは、コンビニエンスストアでの支払いに自動的に切り替わります。
●以下に該当する場合、口座振替支払の再申請を行う必要があります。申請はマイページもしくはすまほの窓口ヘルプデスクにお問い合わせください。
・引き落とし先口座の変更が生じたとき
・引き落としができず、その後に発行されたコンビニ支払い期日までに支払いがされなかったとき

第六章	契約の解約及び初期契約解除について
-----	-------------------

第1節 解約について

- 本商品の契約の変更は、すまほの窓口ヘルプデスクでお受けします。
- 本商品の解約は、マイページもしくはすまほの窓口ヘルプデスクでお受けします。また、料金月の途中で解約手続きをされた場合(MNPによる転出の場合を除く)でも、料金月の末日時点での解約となります(月額基本料、音声オプション料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料について日割計算は行いません)。
- 本商品の解約手続きは、解約申請日の属する料金月の月末に行います。ただし、解約申請日が料金月の月末最終営業日18時以降の場合は、解約日が翌月の末日になります。
- 回線を追加している場合、主回線が解約になった場合は、サブ回線も同時に解約となります。なお、サブ回線だけの解約は可能です。
- 解約日の翌日以降に音声通話サービス(音声通話およびSMS)が利用できる場合がありますが、その場合は、ご利用になった音声通話サービスの通話料およびSMS通信料相当分をお支払いいただきます。
- 本契約の解約後、支払方法がコンビニエンスストアでの支払いに自動的に切り替わります。請求情報は、すまほの窓口マイページからご確認ください。
- SIMカードは、本商品の提供にあたり、お客様に貸与されるものです。利用終了後は使用済みのSIMカードを弊社に返却ください(送料はお客様の負担をお願いします)。なお、返却期限の定めはなく、SIMカードの返却がない場合でも、弊社からお客様に損害賠償等の請求は行いません。

送付先: 〒491-0812 愛知県一宮市千秋町芝原字山1番地2株式会社くるまの窓口 SIM返却係宛

第2節 MNPにより、他の事業者へ転出する場合

- MNPにより他の携帯電話事業者へ転出する場合には、MNP予約番号が必要です。MNP予約番号の発行はマイページもしくはすまほの窓口ヘルプデスクへ申込みください。
- MNPによる転出の場合は、利用契約の解約日は、他の携帯電話事業者への電話番号の転出が完了した日となります。この場合は、解約日が料金月の途中であっても、月額基本料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料について日割計算は行わず、解約日が属する料金月の月額基本料、音声オプション料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料がかかります。
- MNP予約番号の発行には、申込みから1営業日ほど時間がかかります。
- MNPにより他の携帯電話事業者へ転出する場合は、弊社に対する手数料は発生しません。

第3節 初期契約解除について

- ①初期契約解除全般
- 本商品は、初期契約解除制度の対象です。
 - お客様は、商品の利用開始日から起算して8日が経過するまでの間、弊社に書面により、本商品の利用契約を解除することができます。
 - すまほの窓口申込完了通知書がいつのようにお客様のお手元に届くかは、【第一章第6節すまほの窓口申込完了通知書について】をご確認ください。
 - 初期契約解除を通知する書面には、以下の事項を記載のうえ、すまほの窓口ヘルプデスク宛に郵送してください。
- (1) お客様の氏名および住所
(2) 初期契約解除を行う旨
(3) 契約を解除するSIMカードの電話番号
(4) すまほの窓口申込完了通知書の交付日
(5) 初期契約解除にあたりMNP転出を行う場合はその旨
- 本商品の利用契約は、お客様が初期契約解除の通知を発した日に終了します。ただし、初期契約解除においてMNPによる他の携帯電話事業者への転出(以下、「MNP転出」といいます)の申込みをした場合は、本商品の利用契約は、MNP転出が完了した日(お客様が転出先の携帯電話事業者と契約を締結した日)に終了します。
 - お客様には、SIMカード発行手数料および本商品の利用契約終了日までの料金を支払いいただきますが、その他の解約金等の支払いは不要です。
 - 弊社は、初期契約解除が行われた場合にお客様から受領すべき金額を超えて受領していた場合は、お客様に超過分を返還します。
 - 初期契約解除の場合にお客様が支払う料金の内訳は下記の通りです。
- (1)SIMカード発行手数料
(2)初期契約解除日までの月額基本料(日割)
(3)音声オプションサービス料
(4)ユニバーサルサービス料
(5)電話リレーサービス料
(6)初期契約解除日までに利用した通話料及びSMS送信料
- ※コンビニでのお支払いには、コンビニ決済手数料550円(税込)が発生いたします。

②初期契約解除にあたりMNP転出を行う場合の注意

- MNPにより本商品の申込みを行ったお客様は、初期契約解除にあたり、MNP転出を申込みことができます(新規の電話番号による申込みまたはサービス変更による申込みを行ったお客様は、初期契約解除にあたり、MNP転出を行うことはできません(弊社は、MNP予約番号を発行しません))。
- 初期契約解除にあたりMNP転出を行う場合は、MNP予約番号が必要です。MNP予約番号の発行には、弊社が初期契約解除の通知を受領した日から1営業日ほどかかります。
- MNP予約番号の有効期間内にMNP転出が完了しなかった場合は、初期契約解除の効力は失われます。
- 初期契約解除にあたりMNP転出を行う場合は、転出先の携帯電話事業者との契約においてSIMカード発行手数料等の費用が発生する場合があります。
- 弊社は、お客様が初期契約解除にあたりMNP転出を行い、旧携帯電話事業者と再契約する場合において、本商品の利用開始前の契約状態に復帰できることを保証するものではありません。

第七章	利用の一時中断/再開
-----	------------

- 本商品の利用の緊急一時中断/再開は、すまほの窓口ヘルプデスクでお受けします。
- 本商品の利用の緊急一時中断/再開は、受付手続き完了後に適用されます。
- 緊急一時中断の手続きが完了するまでの間に発生した通話料、SMS通信料およびデータ通信使用量は、お客様の負担となります(盗難・紛失等により第三者に使用された場合も同様です。)
- 本商品の利用を中断している期間であっても、月額基本料、音声オプションサービス料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は発生します。

第八章	弊社による利用の停止/契約の解除
-----	------------------

- 弊社は、お客様が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、本商品(当該商品およびお客様が弊社と契約している他の商品)の利用を停止することがあります。
- 申込みの内容に不備または事実と反する記載があることが判明したとき。
- 商品の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(弊社が定める方法による支払いのないとき及び支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます)。
- お客様情報の変更があるにも関わらず、変更手続きを怠った場合。
- 携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認に応じないとき。
- 本商品を法令または技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
- 上記のほか、本利用規約または弊社がお客様に適用する他の利用規約で禁止する行為またはそのおそれのある行為が行われたとき。
- 商品が他のお客様に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
- 商品が違法な態様で使用されたとき。
- 商品を長期間(1年以上)利用しなかったとき。
- 弊社の業務または電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
- 弊社は、前項の規約により本商品の利用を停止するときは、原則としてお客様に対する特段の通知は行いません。ただし、お客様情報によりお客様に対する通知方法が弊社に判明する場合は、通知することがあります。
- 本条に基づく利用の停止があっても、本商品の利用期間に変更はありません(利用の停止の間、利用期間の進行が停止するものではありません。)
- 本条に基づく利用の停止があっても、本商品の利用料金(月額料金サービスの月額基本料等および音声オプションサービス料)は発生します。
- 弊社は、本条に基づく利用の停止について、本商品の料金の全部または一部の返金または損害賠償は行いません。
- 弊社は、前項記載の理由で本商品の利用を停止されたお客様が、弊社所定の期間内にその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 弊社は、本人確認書類もしくはその写しが虚偽または偽造であることが判明した場合など、弊社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすものと認めるときは、前項の規約にかかわらず、利用停止をしないで、または利用停止後その事実を解消するための期間を設けずに、その利用契約を解除することがあります。

第九章	弊社からの告知
-----	---------

- 弊社が必要と判断した場合、弊社は、本サービスの利用に関して必要となる事項を、弊社Webサイトにおいて随時告知します。
- 弊社が必要と判断した場合、弊社は、お客様情報を登録したお客様に対し、そのお客様情報において登録された連絡先宛てに個別に通知することがあります。

第十章	特典について
-----	--------

- 第1節お友達紹介特典について
- こちらは令和6年3月末で終了いたしました。

第十一章	登録情報の変更について
------	-------------

- 住所、氏名の変更は、マイページもしくはスマホの窓口ヘルプデスクから申込みください。住所、氏名の変更時に、本人確認記録の写しの提示を求める場合もあります。

第十二章	スマホの窓口ヘルプデスクについて
------	------------------

- スマホの窓口のヘルプデスクでは、主に以下の案内を行っております。
 - ・商品についての案内
 - ・機種についての案内
 - ・請求の決済番号の案内
 - ・商品の不具合に関する相談の受付
 - ・インターネットに接続できない原因がAPN設定にある時、APN設定の手順
 - ・電話のかけ方の案内
 - ・弊社から送られてくる請求などメールの見方の案内
 - ・マイページへのアクセス方法や、マイページの活用方法に関する案内
- 以下の端末操作に関する案内はスマホの窓口ヘルプデスクでは対応していません。
 - ・サービス提供元へ直接ご確認ください。
 - ・Googleのサービスについて、Googleアカウントの新規設定以外の内容
 - ・Appleのサービスについて、Apple IDの新規作成以外の内容
 - ・LINE等、外部アプリやサービスについての内容
- スマホの窓口ヘルプデスクの営業時間の詳細は、以下のとおりです。

スマホの窓口ヘルプデスク

- スマホの窓口ヘルプデスク
電話：0586-52-5677
- メールアドレス：sumahonomadoguchihonbu@gmail.com
- 営業時間：10:00～18:00(平日のみ)営業日：年中無休(2023年3月31日現在)
- 休業日：年末年始 お盆時期

電気通信事業の名称等
株式会社くるまの窓口(届出番号：C-04-02248)
〒491-0812 愛知県一宮市千秋町芝原字山1番地2

古物商許可番号
第542631902100号

第641010002965号
上記は店舗窓口である大阪西成店の古物商許可証番号です。

第十三章	スマホの窓口マイページについて
------	-----------------

- 契約後、スマホの窓口マイページにて以下の情報の確認やお手続きを行うことができます。
スマホの窓口マイページの機能は順次開発し、環境を構築する予定です。(2024年3月31日現在)
- マイページのパスワードは、スマホの窓口申込完了通知書に記載をしています。

- (1) スマホの窓口マイページの掲載内容
- 請求に関わる以下情報(非請求時は非表示)。
 - 掲載している請求内容
 - ・月額利用料
 - ・SIM再発行手数料
 - 機種購入時の本体料金
 - ・データ通信容量追加サービス費用
 - ・Wifi追加契約費用
 - ・付属品購入時の料金

- (2) 請求毎に記載している情報
- コンビニブランド名
 - ・決済番号
 - ・決済番号の有効期限
 - ・請求金額

- (3) マイページからの申請
- ・パスワード変更
 - ・機種購入申請
 - ・データ容量追加申請
 - ・音声オプションの追加・廃止
 - ・プラン変更
 - ・通常解約申請
 - ・MNP転出予約番号発行申請
 - ・SIM再発行申請
 - ・顧客情報変更申請(氏名・住所・連絡先電話番号・メールアドレス)
 - ・口振用紙送付依頼申請
 - ・口振再開/停止※口座登録済みの場合に限る
 - ・コンビニ変更
 - ・wifi追加申請

・wifi解約申請※wifi契約中の場合に限る

〈改訂履歴〉

令和7年06月27日 第十章 改定

■すまほの窓口データ通信サービス重要事項説明書

第一章	申込および利用開始日について
-----	----------------

第1節 申込方法

- 申込みは以下4つの方法があります。
- ・すまほの窓口のWEBサイトから申込み※1
- ・電話で申込み
- ・店頭で申込み
- ・マイページで申込

第2節 申込みから商品お届け迄の流れ

(1) 店頭で申込み

- 弊社の流れ
- ・商品説明
- ・申込受付
- ・申込調査
- ・請求発行
- ・支払確認
- ・商品準備
- ・商品受渡

- お客様の流れ
- ・店舗訪問
- ・説明を受ける
- ・店頭で申込フォーム入力
- ・支払い
- ・商品受取/利用開始

第4節 電気通信サービスの内容

- 弊社は、以下の電気通信サービスを提供しております。
- ・音声通話サービスおよびデータ通信サービス(MVNO携帯電話端末サービス)
- ・データ通信サービス
- 弊社の電気通信サービスは、基地局から離れた地域や電波受信に障害となる建造物がある地域などでは、ご利用いただけないことがあります。

第5節 すまほの窓口データ通信サービス申込完了通知書について(重要な書面ですので、必ずお読みください)

- (1) 商品を配送で受け取る場合
すまほの窓口データ通信サービス申込完了通知書は、商品と同梱でお送りします。
- (2) 商品を店頭で受け取る場合
すまほの窓口データ通信サービス申込完了通知書は、商品と一緒に店頭でお渡しします。

第6節 サービスの利用開始日

サービスの利用開始日は、商品の受取手段によって変わります。

- (1) 商品を配送で受け取る。新規契約の場合。
利用開始日は、商品発送から3日後です。
- (2) 商品を店頭で受け取る。新規契約の場合。
利用開始日は、お客様が店頭で商品を受け取った日から3日後です。

第二章	サービスに関する内容
-----	------------

第1節 すまほの窓口データ通信サービスの内容

- ①(利用できるサービスについて)
- すまほの窓口データ通信サービスは、モバイルWi-Fiルーター及び、携帯電話端末によるインターネットサービスです。
 - 本商品はSoftBankのネットワークを利用しますが、SoftBankが提供するサービスではありません。本商品のサービス内容および料金のいずれも、SoftBankとは関係がありません。
 - 本商品の通信速度はベストエフォート方式であり、実際の通信速度を保証するものではなく、周波数を複数のお客様で共用することから、速度が低下することがあります。また、利用場所や通信状況により、速度が低下することがあります。
 - インターネットへの接続が一定時間を超えたお客様の利用回線を、一旦切断させていただく場合があります。
 - 国際ローミングはご利用いただけません。
 - すまほの窓口データ通信サービスの料金は、【第三章第2節①(月額基本料)】をご確認ください。
- ②(すまほの窓口データ通信サービスの申込全般に関わる注意事項)
- すまほの窓口データ通信サービスの加入条件は、すまほの窓口音声通話サービスを申込みしている方に限ります。すまほの窓口データ通信サービスのみ、ご利用いただくことはできません。
 - すまほの窓口データ通信サービスの解約受付の有無に関わらず、すまほの窓口音声通話サービスが解約になった同日に、すまほの窓口データ通信サービスも解約になります。
 - すまほの窓口データ通信サービスをすまほの窓口音声通話サービスの開始後に申込み時は、マイページもしくはすまほの窓口ヘルプデスクからお申込みください。
 - すまほの窓口データ通信サービスを解約する際は、すまほの窓口ヘルプデスクから申込みください。
 - すまほの窓口データ通信サービスは、MNP転入による契約及びMNP転出による解約はできません。
- ③(すまほの窓口データ通信サービスのプラン変更について)
- すまほの窓口データ通信サービスは、データ通信容量のプランを変更することができません。

第2節 データ通信サービスの内容

- ①(データ通信サービス全般について)
- 本商品の通信速度はベストエフォート方式であり、実際の通信速度を保証するものではなく、周波数を複数のお客様で共用することから、速度が低下することがあります。また、利用場所や通信状況により、速度が低下することがあります。
 - ファイル交換(P2P)アプリケーション等に制限を設ける場合があります。
 - インターネットへの接続が一定時間を超えたお客様のご利用回線を、一旦切断させていただく場合があります。
 - プライベートIPアドレスによるサービスです。
 - 弊社は、本商品の提供、保守、およびこれに付随する業務を行うために、トラフィック情報の収集、分析等を行います。
 - 動画再生や連続したデータ通信にはトラフィック制御を設けています。
 - 国際ローミングは利用できません。
- ②(基準データ通信量および通信速度について)
- 本商品は、一料金月に使用する基準となるデータ通信量(以下、「基準データ通信量」といいます)に応じたデータ通信プラン(上限50GBプランまたは100GBプラン)を提供しています。一料金

月に使用したデータ通信量(低速度制限(後述)時に使用したデータ通信量は含まず、以下、「データ通信使用量」といいます)が基準データ通信量に達するまで、通信速度の制限はありません。

- データ通信使用量が基準データ通信量に達すると、低速度に切り替わります(以下、「低速度制限」といいます)。
- 基準データ通信量は、料金月ごとに設定されます。料金月の末日に残存している基準データ通信量は失効し、翌料金月に引き継ぐことはできません。
- 料金月の末日から翌料金月の初日にかけて連続して使用したデータ通信量は、翌料金月のデータ通信使用量に算入します。

- ③(データ通信プランの選択(変更)について)
データ通信プランの変更はできません。
- ④(低速度制限の解除について)
低速度制限の解除はできません。
- ⑤(データ通信使用量の確認について)
●機種によりWi-Fi端末機器及び、携帯電話端末上にデータ通信使用量が確認できる場合があります。端末機器で確認できない場合は、データ通信使用量の確認はできません。

第3節 SIMカード再発行について

- 紛失等、再発行が必要となった場合には、お客様の申込みにより再発行します。
- SIMカードの再発行を行う場合は、マイページもしくはスマホの窓口ヘルプデスクから申込みください。
- SIMカードの再発行に要する期間は、約1営業日です。
- SIMカードの再発行を行う際、ご希望に応じて電話番号の変更が可能です。
- SIMカードの再発行後、商品はお客様の自宅に配送でお送りします。(登録住所以外には配送できません)
- SIMカードの再発行に関わる費用の詳細は、【第三章第2節④(その他通信料金以外の費用)】をご確認ください。

第4節 不良品の交換について

- 弊社では、弊社で販売したデータ通信のSIMカードに不良があった場合は、利用開始日から7日以内であれば商品を交換します。
- SIMカードの不良品交換に係る費用は、無料です。
- 不良品の交換は、スマホの窓口ヘルプデスクから申込みください。
- スマホの窓口データ通信サービスのSIMカードを交換する際は、電話番号が変更になる場合もあります。

第三章	電気通信サービスの料金
-----	-------------

第1節 SIMカード発行手数料

- スマホの窓口データ通信サービスSIMカード発行手数料等(税込)
SIMカード発行手数料:5, 500円

第2節 電気通信サービス料

①(月額基本料)
本商品の月額基本料は、当該料金月に選択されているデータ通信プランに応じて、以下のいずれかの金額を翌料金月の初日に課金します。

プラン名	高速通信量の上限	月額基本料(税込)	日割料金(税込)
100GBプラン	100GB	5, 980円	192円

②(ユニバーサルサービス料)
※ユニバーサルサービス制度について:東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社が提供しているユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報電話など)を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するため必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(ユニバーサルサービス料)は半年ごとに改正されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。

③(電話リレーサービス料)
※電話リレーサービス制度について:聴覚や発話に困難のある方(以下、「聴覚障害者等」といいます)と聴覚障害者等以外の方との会話を通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスを適正かつ確実に提供できる環境を確保するために必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(電話リレーサービス料)は、年度ごとに改正されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。

④(その他通信料金以外の費用)

- SIMカードの再発行手数料:5, 500円(税込)
※コンビニでのお支払いには2024年10月3日発行分よりコンビニ決済手数料220円(税込)が発生いたします。

第四章	電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について
-----	----------------------------

スマホの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第四章をご確認ください。

第五章	毎月の請求と支払いについて
-----	---------------

- スマホの窓口データ通信サービスの月額基本料は、スマホの窓口音声通話サービスの月額利用料に合算にて請求します。
毎月の請求に関する注意事項は、スマホの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第六章をご確認ください。

第六章	契約の解約及び初期契約解除について
-----	-------------------

第1節 解約について

- 本商品の解約は、マイページもしくはスマホの窓口ヘルプデスクでお受けします。また、料金月の途中で解約手続きをされた場合でも、当料金月の末日時点での解約となります(月額基本料、音声オプション料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料について日割計算は行いません)。
- 本商品の解約手続きは、解約申請日の属する料金月の月末に行います。ただし、解約申請日が料金月の月末最終営業日18時以降の場合は、解約日が翌月の末日になります。
- 本契約の解約後、支払方法がコンビニエンスストアでの支払いに自動的に切り替わります。請求情報は、スマホの窓口マイページからご確認ください。

第2節 初期契約解除について

①初期契約解除全般

- 本商品は、初期契約解除制度の対象です。
- お客様は、スマホの窓口データ通信サービス申込完了通知書の利用開始日から起算して8日が経過するまでの間、弊社に書面により、本商品の利用契約を解除することができます。
- スマホの窓口データ通信サービス申込完了通知書がいつのようにお客様のお手元に届くかは、【第一章第5節スマホの窓口データ通信サービス申込完了通知書について】をご確認ください。
- 初期契約解除を通知する書面には、以下の事項を記載のうえ、スマホの窓口ヘルプデスク宛に郵送してください。
(1) お客様の氏名および住所
(2) 初期契約解除を行う旨

- (3) 契約を解除するSIMカードの電話番号
 - (4) すまほの窓口データ通信サービス申込完了通知書の交付日
 - お客様には、SIMカード発行手数料および本商品の利用契約終了日までの料金を支払いいただきますが、その他の解約金等の支払いは不要です。
 - 初期契約解除の場合にお客様が支払う料金の内訳は下記の通りです。
 - (1) SIMカード発行手数料
 - (2) 初期契約解除日までの月額基本料(日割)
 - (3)ユニバーサルサービス料
 - (4) 電話リレーサービス料
- ※コンビニでのお支払いには、コンビニ決済手数料550円(税込)が発生いたします。

●弊社は、初期契約解除が行われた場合にお客様から受領すべき金額を超えて受領していた場合は、お客様に超過分を返還します。

第七章	利用の一時中断/再開
-----	------------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第七章をご確認ください。

第八章	弊社による利用の停止/契約の解除
-----	------------------

過度な利用や、お客様以外の方が本商品を使用する(いわゆる又貸し)等、弊社利用規約に反する行為が発覚した場合は、利用を停止することがあります。詳しくはすまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第九章をご確認ください。

第九章	すまほの窓口ヘルプデスクについて
-----	------------------

- すまほの窓口のヘルプデスクでは、主に以下の案内を行っております。
- ・商品についての案内
- ・機種についての案内
- ・請求の決済番号の案内
- ・商品の不具合に関する相談の受付
- ・インターネットに接続できない原因がAPN設定にある時、APN設定の手順
- ・電話のかけ方の案内
- ・弊社から送られてくる請求などメールの見方の案内
- ・マイページへのアクセス方法や、マイページの活用方法に関する案内
- すまほの窓口ヘルプデスクの営業時間の詳細は、以下のとおりです。

すまほの窓口ヘルプデスク
ク電話: 0586-52-5677
メールアドレス: sumahonomadoguchihonbu@gmail.com
営業時間: 10:00～18:00(平日のみ) 営業日: 年中無休(2023年3月31日現在)
休業日: 年末年始 お盆時期

電気通信事業の名称等
株式会社くるまの窓口(届出番号: C-04-02248)
〒491-0812 愛知県一宮市千秋町芝原宇山1番地2

古物商許可番号
第542631902100号

第641010002965号
上記は店舗窓口である大阪西成店の古物商許可証番号です。

〈改訂履歴〉
令和6年1月31日 第三章第2

■すまほの窓口ガラケーサービス重要事項説明書

第一章	申込および利用開始日について
-----	----------------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第一章をご確認ください。

第二章	本商品の配達・受領に関して
-----	---------------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第二章をご確認ください。

第三章	サービスに関する内容
-----	------------

第1節 音声通話サービスの内容

- ①(利用できるサービスについて)
- SMS(ShortMessageService): 利用可能です。
 - 国際通話: 利用できません。
 - 国際ローミング: 利用できません。
 - MMS(MultimediaMessagingService): 利用できません。
- ②(通話料の計算について)
- 通話料は暦月単位で計算します。
 - 翌暦月にかけて連続して使用した通話は、翌暦月の通話料に算入します。
 - 通話料に関しては、【第四章第2節②(通話料)】をご確認ください。
- ③(電話かけ放題サービスに関する注意事項)
- 音声通話プランは、かけ放題のみとなります。従量課金のサービスは提供しておりません。※1
 - 電話かけ放題サービスは、日本国内の固定電話や携帯電話宛での発信が無料になります。
 - 以下の発信先は、電話かけ放題サービスで無料になる相手先の対象外です。
 - ・電話番号案内(104)や時報サービス(117)などの3桁特番
 - ・着信課金サービス
 - ・ナビダイヤル(0570)などの接続サービス
 - ・国際電話(WORLD CALL、WORLD WING)
 - ・クイックダイヤル(#ダイヤル)
 - ・ガスコンダイヤル(1416、他)
 - ・ナビダイヤル(00XY)
 - ・他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス)に該当するものと弊社が判断する電話番号
 - 弊社がお客様の過度な発信を検知した場合は、過度な使用を警告することがあります。また、再三警告をしても改善されない場合や、短期間で弊社が想定する使用量を超えて発信を行っている場合は、お客様との契約を解除する場合があります。

第2節 SMSサービスの内容

- ①(サービスの内容)
- SMSの送信にはSMS通信料がかかります(無料通信分はありません)。
 - SMSの送信には、1通あたりの送信文字数や1日あたりの送信数に上限があります(送信先事業者や海外からの送信等の状況により異なります)。
 - SMSの受信は無料です。
- ②(SMSサービスに関する注意事項)
- SMS及び国際SMSは送信料金がかかります。送信料金は【第四章第2節③(SMS送信料)】をご確認ください。
 - 迷惑SMSお断りサービスが初期で付帯されています。
 - 1日あたりの送信数上限は全角70文字で199通までとなります。
 - SMS相互接続他事業者へ送れる文字数は全角70文字までです。
 - 海外からの送信料は100円/通(不課税・全角1文字～70文字まで)となります。
 - ご利用の機種またはアプリにより、1回に送信可能な文字数は異なります。
 - SMSを送信する場合は、必ず相手先へ発信者番号が通知されます。
 - ご利用の機種またはアプリにより、SMSサービスを利用できない場合があります。
 - SMSでは題名の入力はできません。
 - 受信したSMSに返信できない場合があります。
 - 宛先の電話番号に184／186を付与した場合は、SMSを送信できません。
 - 本文に半角カタカナや絵文字を使うと、受信側で正しく表示されない場合があります。
 - ご利用端末の電源が入っていない場合や、圏外などで受信できない場合は、SMSセンターで保管します。
 - 電波状況などにより、受信したSMSが正確に表示されない場合があります。
 - 送達通知は、送達通知非対応機種や他事業者宛では正常に応答しない場合があります。
 - 絵文字を受信した場合は、「＝」などに変換されて表示される場合があります。
 - iPhone搭載の絵文字を受信した場合は、端末によって正しく表示されない可能性があります。
 - 危険SMS拒否設定をあらかじめ適用しています。

第3節 データ通信サービスの内容

- すまほの窓口ガラケーサービスでは、データ通信サービスを利用できません。

第4節 オプションサービスについて

- ①(音声オプションについて)
- 音声オプションは、留守番電話サービス、割込通話サービス、転送電話サービス、迷惑電話お断りサービスがあります。
 - 留守番電話サービス、割込通話サービスは有料のオプションであり、その利用料金は【第四章第2節④(音声オプションサービス料)】からご確認ください。
 - 留守番電話サービス、転送電話サービスを使用した際の通話には、通話料が発生します。(かけ放題の対象ではありません)利用料金は【第四章第2節④(音声オプションサービス料)】からご確認ください。
 - 転送電話サービス、迷惑電話お断りサービスは無料で提供しております。
 - 音声オプションの設定方法の詳細は、すまほの窓口ヘルプデスクにお問い合わせください。
 - 音声オプションの変更は、加入や廃止を示します。
 - 転送電話サービスは、2023年2月22日より新規受付を終了しています。
 - 音声オプションの変更手数料は無料です。
 - 音声オプションの変更は、マイページもしくはすまほの窓口ヘルプデスクから申込ください。
 - 迷惑電話お断りサービスは、本商品を契約時に自動で付帯しています。留守番電話サービス、割込通話サービス、転送電話サービスについては、加入申請が必要です。
 - 音声オプションの加入は、サービス変更の申込日の当日から適用されます。ただし、音声オプションの変更の受付完了時刻が18時を過ぎていた場合は、翌営業日に適用となります。
 - 音声オプションの廃止は、変更申込手続きの申請日が属する料金月の翌月から適用されます。ただし、音声オプション廃止の申請日が月末最終営業日18時以降の場合は、変更の適用が翌々月の初日からになります。
 - 電話番号の変更はありません。
 - SIMカードの変更はありません。
 - 各音声オプションの変更申請は、オプションごとに一料金月内に一度のみとなります。

- 申請した音声オプションの変更は、キャンセルすることができません。
- 解約申請後(解約の詳細は、【すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第七章第1節】をご確認ください。)、音声オプションの変更申請を行うことはできません。
- ②(回線の追加について)
 - 弊社とすまほの窓口契約を締結中の方に限り、1回線まで回線を追加することが出来ます(以下、従前の回線を「主回線」、追加された回線を「サブ回線」といいます)。なお、すまほの窓口新規申込時にサブ回線も同時に契約いただくことはできません。
 - サブ回線契約手続き中に主回線の利用契約が解約となった場合、本申込は無効になります。
 - なお、既に初期費用が支払われている場合は、初期契約解除と同様の解約処理を行います。
 - 新規番号、MNP転入のど①らも可能です。ただし、MNP転入の場合は転出元の契約名義が主回線の契約名義と同じである必要があります。※MNP転入の場合、SIM準備期間が発生するため商品発送まで1週間程度かかります。
 - サブ回線追加の申請後、初期費用の決済番号を発行致します。商品の発送は、初期費用お支払い後となります。
 - 初期費用の支払いに用いる決済番号の有効期限は、新規番号の場合は発行から14日間・MNP転入の場合は発行から2日間です。
 - ご利用開始日は、商品の発送(店頭の場合、商品受渡)から3日後となります。
 - 主回線の契約の解約申請を行っている場合は、サブ回線の追加申請を行うことは出来ません。
 - その他、月額料金や各種申請方法、提供サービス内容等は主回線と同様です。
 - 毎月の請求は、主回線の請求と合算致します。
 - 回線の追加を希望の際は、すまほの窓口ヘルプデスクまでお電話にてお問合せ下さい。

第5節 SIMカードの再発行について

- SIMカードの紛失等、再発行が必要となった場合には、お客様の申込みにより再発行します。
- SIMカードの再発行を行う場合、マイページもしくはすまほの窓口ヘルプデスクから申込みください。
- SIMカードの再発行に要する期間は、約4営業日です。
- SIMカードの再発行を行う際、ご希望に応じて電話番号の変更が可能です。
- SIMカードは、一般的な通常サイズ、MINIサイズ、NANOサイズに対応するサイズに対応できるSIM(いわゆるマルチカットSIM)をお渡しします。
- SIMカードの再発行は、お客様の自宅に配送します。(登録住所以外には配送できません)
- SIMカードの再発行に関わる費用の詳細は、【第四章第2節⑦(その他通信料金以外の費用)]をご確認ください。

第6節 不良品の交換について

- 弊社では、弊社で販売したSIMカードに不良があった場合は、利用開始日から7日以内であればSIMカードを交換します。
- SIMカードの不良品交換に係る費用は、無料です。
- 不良品の交換は、すまほの窓口ヘルプデスクから申込みください。
- すまほの窓口ガラケーサービスのSIMカードを交換する際は、電話番号に変更はありません。
- SIMの再発行に要する期間は、約4営業日です。
- 弊社にてご購入した通信端末やアクセサリ類の不良品交換については、【すまほの窓口通信端末およびアクセサリ類ご購入にあたっての重要事項説明書】をご確認ください。

第四章	電気通信サービスの料金
-----	-------------

第1節 SIMカード発行手数料

- 音声通話サービスSIMカード発行手数料等(税込)
- SIMカード発行手数料 :5, 500円

第2節 電気通信サービス料

①(月額基本料)

本商品の月額基本料は、以下の金額を翌料金月の初日に課金します。

(1)音声通話サービス

プラン名	高速通信量の上限	月額基本料(税込)	日割料金(税込)
1GBプラン	なし	3,278円	107円

すまほの窓口ガラケーサービスのプランは、通話のみのプランとなります。
ガラケーサービスは1GBプランでの契約となります。

②(通話料)

提供役務	利用料金(税込)
国内通話(下記の場合を除きます)	無料
・一方的または機械的な発信により、長時間または多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号として弊社が指定する電話番号に発信する場合 ・他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス)に該当するものと弊社が判断する電話番号に発信する場合 ・一般的な利用と著しく異なる利用態様が認められるなどにより、通話以外の目的によるものと弊社が判断する場合	22.0円/30秒
電話番号案内(104)やその他3桁特番、着信課金サービス、ナビダイヤル(0570)などの接続サービス、国際電話については、かけ放題の対象外となります。なお、自ら00XYダイヤルをした場合は、ユーザダイヤルを優先します。一覧は下記の通りです。 ・特番系サービス(発信) 電話番号案内(104)や時報サービス(117)など、クイックダイヤル(#ダイヤル)、ガスコンダイヤル(1416、他)、ナビダイヤル(00XY) また、着信した通話についても通話料が発生するサービスはかけ放題の対象外となります。一覧は下記の通りです。 ・国際電話 WORLD CALL、WORLD WING	所定の料金がかかります。
留守番電話サービスのメッセージ再生時に「1416」または「1417」に発信する場合。	22.0円/30秒
転送電話サービスを用いて、転送先に通話を転送する場合。	22.0円/30秒

③(SMS送信料)

1通当たりの料金です。

送信文字数(全角)	国内同士の送信料(税込)	国内から海外への送信料(不課税)
1文字～70文字	4円	50円

71文字～134文字	7円	100円
135文字～201文字	10円	150円
202文字～268文字	14円	200円
269文字～335文字	17円	250円
336文字～402文字	20円	300円
403文字～469文字	24円	350円
470文字～536文字	27円	400円
537文字～603文字	30円	450円
604文字～670文字	33円	500円

④(音声オプションサービス料)

サービス名	月額基本料(税込)※日割料金はありません。
割込通話サービス	440円
留守番電話サービス	550円
転送電話サービス	無料
国際通話	提供していません
国際ローミング	提供していません
電話かけ放題	月額基本料に含まれます

⑤(ユニバーサルサービス料)

※ユニバーサルサービス制度について:東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社が提供しているユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報電話など)を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するため必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(ユニバーサルサービス料)は半年ごとに改定されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。

⑥(電話リレーサービス料)

※電話リレーサービス制度について:聴覚や発話に困難のある方(以下、「聴覚障害者等」といいます)と聴覚障害者等以外の方との会話を通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスを適正かつ確実に提供できる環境を確保するために必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(電話リレーサービス料)は、年度ごとに改定されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。

⑦(その他通信料金以外の費用)

- SIMカードの再発行手数料:3,850円(税込)
- ※コンビニでのお支払いには2024年10月3日発行分よりコンビニ決済手数料220円(税込)が発生いたします。
- MNP転出の手数料:無料
- データ通信容量追加サービスは対象外となります。

第五章	電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について
-----	----------------------------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第四章をご確認ください。

第六章	毎月の請求と支払いについて
-----	---------------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第五章をご確認ください。

第七章	契約の解約及び初期契約解除について
-----	-------------------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第六章をご確認ください。

第八章	利用の一時中断/再開
-----	------------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第七章をご確認ください。

第九章	弊社による利用の停止/契約の解除
-----	------------------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第八章をご確認ください。

第十章	弊社からの告知
-----	---------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第九章をご確認ください。

第十一章	特典について
------	--------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第十章をご確認ください。

第十二章	登録情報の変更について
------	-------------

すまほの窓口音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第十一章をご確認ください。

- すまほの窓口のヘルプデスクでは、主に以下の案内を行っております。
- ・商品についての案内
- ・機種についての案内
- ・請求の決済番号の案内
- ・商品の不具合に関する相談の受付
- ・インターネットに接続できない原因がAPN設定にある時、APN設定の手順
- ・電話のかけ方の案内
- ・弊社から送られてくる請求などメールの見方の案内
- ・マイページへのアクセス方法や、マイページの活用方法に関する案内
- すまほの窓口ヘルプデスクの営業時間の詳細は、以下のとおりです。

すまほの窓口ヘルプデスク

☎電話：0586-52-5677

メールアドレス：sumahonomadoguchihonbu@gmail.com

営業時間：10:00～18:00(平日のみ)営業日：年中無休(2023年3月31日現在)

休業日：年末年始 お盆時期

電気通信事業の名称等

株式会社くるまの窓口(届出番号：C-04-02248)

〒491-0812 愛知県一宮市千秋町芝原字山1番地2

古物商許可番号

第542631902100号

第641010002965号

上記は店舗窓口である大阪西成店の古物商許可証番号です。

〈改訂履歴〉

令和6年1月31日 第三章第2

第十四章	スマホの窓口マイページについて
------	-----------------

• 契約後、スマホの窓口マイページにて以下の情報の確認やお手続きを行うことができます。
ただし、スマホの窓口ガラケーサービスは通話のみのプランのため、マイページの確認には別途インターネットの契約が必要です。

- スマホの窓口マイページの機能は順次開発し、環境を構築する予定です。(2025年3月31日現在)
- マイページのパスワードは、スマホの窓口申込完了通知書に記載をしています。

(1) スマホの窓口マイページの掲載内容

- 請求に関わる以下情報(非請求時は非表示)。
- 掲載している請求、使用状況内容
 - ・月額利用料
 - ・過去の月額利用料
 - ・通話明細
 - ・SMS明細
 - ・SIM再発行手数料
 - ・機種購入時の本体料金
 - ・データ通信容量追加サービス費用
 - ・携帯端末、Wifi追加契約費用
 - ・付属品購入時の料金
 - ・過去、現在のデータの使用量、現在の使用、残りGB数確認

(2) 請求毎に記載している情報

- ・コンビニブランド名
- ・決済番号
- ・決済番号の有効期限
- ・請求金額

(3) マイページからの申請

- ・パスワード変更
- ・機種購入申請
- ・データ容量追加申請
- ・音声オプションの追加・廃止
- ・プラン変更
- ・通常解約申請
- ・回線の停止、再開
- ・MNP転出予約番号発行申請
- ・SIM再発行申請
- ・顧客情報変更申請(氏名・住所・連絡先電話番号・メールアドレス)
- ・来店予約
- ・オンライン口座振替申請
- ・口座振用紙送付依頼申請
- ・口座再開/停止※口座登録済みの場合に限る
- ・コンビニ変更
- ・支払いグループ変更(Aグループ→Bグループのみ)
- ・wifi追加申請
- ・wifi解約申請※wifi契約中の場合に限る

■個人情報の取扱いについて

入カフォームで取得する個人情報の取扱いには下記3項の利用目的のためであり、この目的の範囲を超えて利用することはありません。

1. 事業者名

株式会社くるまの窓口

2. 個人情報保護管理者

役職名：株式会社くるまの窓口

代表取締役 後藤 和良

連絡先：電話：0586-52-5677

3. 個人情報の利用目的

お問合せいただいた個人情報は、お問合せ対応のため
レンタル携帯サービス及び格安スマホサービスでいただいた個人情報は、当社サービスのご提供・ご連絡・故障対応
各種サービスの変更/解約手続き・お問合せ対応・新たな商品/サービスのご案内のため
取次店募集でいただいた個人情報は、取次店に関するご連絡のため
マーケティングおよび販売促進に利用するため
業務委託先からいただいた個人情報は、委託先の業務遂行および当社のサービス提供を行うため

4. 個人情報の第三者提供

当社は、ご提供いただいた個人情報を次の場合を除き第三者に開示・提供いたしません。
・ご本人の同意がある場合
・法令に基づく場合
・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、人の同意を得ることが困難であるとき
・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の、同意を得ることが困難であるとき
・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

5. グループ間の共同利用

当社では、経営管理業務の遂行並びにお客様への商品・サービス等のご案内・ご提供およびその判断のために、関連会社間で、以下の通り、個人情報を共同して利用することがあります。

(1) 共同利用する個人データ情報の項目

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、国籍、cookie情報、商品購買履歴、位置情報等の個人情報、その他サービス利用実績

(2) 共同利用する関連会社の範囲

一般社団法人リスタート

(3) 共同利用する利用目的

グループ会社のサービスのご案内をするために共同利用いたします。

(4) 当該個人データの管理について責任を有する者

株式会社くるまの窓口 代表取締役 後藤 和良

(5) 取得方法

関連会社が保有する「個人データ」を共同利用する際は電子媒体等により取得します。

個人情報の受け渡しに際しては適正な安全管理措置を講じます。

6. 個人情報取扱いの委託

当社は、3.の利用目的の範囲内で個人情報の取扱いの一部を外部に委託しています。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などによりお客様の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。

7. 個人情報の開示等の請求

お客様が当社に対してご自身の個人情報の開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止)に関して、当社「個人情報に関するお 問合わせ窓口」に申し出ることができます。その際、当社はご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。開示等の申し出の詳細につきましては、下記の「個人情報に関するお問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

〒491－0812 愛知県一宮市千秋町芝原字山1番地2
株式会社くるまの窓口個人情報お問合わせ窓口
メールアドレス:sumahonomadoguchihonbu@gmail.com
TEL:0586-52-5677

8. 個人情報を提供されることの任意性について

個人情報を当社に提供することは任意ですがご提供頂けない場合、3.の利用目的に関連した業務に支障をきたし、ご本人が不利益を被る場合があります。

9. Cookie情報について

当社は、セキュリティ確保・ユーザーサービス向上のため、当Webサイトで閲覧されたCookie情報(OS、広告ID、コンピュータ名、言語設定等)を取得することがあります。

以上

■個人情報保護方針

当社(株式会社くるまの窓口)は、電気通信事業者であり、電気通信事業法に基づき通信の秘密を順守し、電気通信サービス(音声通話およびデータ通信)等を提供しています。当社は、事業を運営していく上で、個人情報管理を重要なものと認識しており、その保護の徹底を図るために、本方針を制定し、社員(役員、契約社員、派遣社員等を含む)に周知徹底をさせ、確実な個人情報の管理を実現し、お客様および社員への継続的な安心を提供します。
また、以下に示す方針を具現化するための個人情報保護マネジメントシステムを構築し、最新のIT技術の動向、社会的要請の変化、経営環境の変動等を常に認識しながら、その継続的改善に、全社を挙げて取り組むことをここにお約束します。

- 1. 当社は、事業の目的に適切な個人情報の取得・利用及び提供を行い、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを行ないません。また、そのための措置を講じます。
- 2. 当社は個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守致します。

3. 当社は個人情報の漏えい、滅失、き損などのリスクに対しては、合理的な安全対策を講じて防止する規程、体制を構築し、継続的に向上させていきます。また、万一の際には速やかに是正措置を講じます。
4. 当社は個人情報取扱いに関する苦情及び相談に対しては、迅速かつ誠実に対応致します。
5. 個人情報保護マネジメントシステムは、当社を取り巻く環境の変化と実情を踏まえ、適時・適切に見直して継続的に改善をはかっていきます。

制定日 2013年1月24日

最終改正日 2023年5月10日

株式会社くるまの窓口 代表取締役 後藤 和良

【個人情報保護方針に関するお問い合わせ先兼個人情報に関する苦情・相談窓口】

〒491-0812 愛知県一宮市千秋町芝原山1番地2

株式会社くるまの窓口 個人情報に関するお問い合わせ窓口

メールアドレス:sumahonomadoguchihonbu@gmail.com

※特定電子メールはご遠慮ください

電話番号:0586-52-5677(受付時間 10:00~18:00)

■個人情報の利用目的の公表

株式会社くるまの窓口（以下、「当社」という。）は、個人情報を次の利用目的の範囲内で利用することを、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第21条第1項及びJISQ15001:2017に基づき公表いたします。

個人情報の利用目的

（1）ご本人より直接書面等（ホームページや電子メール等によるものを含む。以下「書面」という。）に記載された個人情報を取得する場合の利用目的。

1. 電気通信事業における商品・サービスの提供およびこれらに関する資料の送付・連絡
2. 前号に付随する利用契約者の本人確認
3. 商品・サービスのサポート、メンテナンス情報の通知およびアフターサービスや諸特典に関する情報の提供
4. 商品・サービスに関するご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応
5. 商品・サービスの販売状況・利用状況の分析
6. 商品・サービスの品質向上・対応サービス向上のための利用者調査
7. 商品・サービスの市場調査、商品開発・改善のための調査
8. 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
9. 商品・サービスのマーケティング活動
10. 商品・サービス・ネットワーク等の障害・不具合・事故発生時の調査・対応
11. 商品・サービスの不正利用・不払いの発生の防止および発生時の調査・対応
12. 商品・サービスの利用およびシステムに関するコンサルティング業務
13. 商品・サービスに関する各種料金の請求収納および債権保全
14. 懸賞および特典等の実施のための分析、実施ならびにその効果測定
15. 個人情報保護法に基づく開示請求等への対応および個人情報の取り扱いに関する監査
16. 取引先等の管理
17. 株主の管理
18. 社員等の雇用（採用を含む）および人事管理
19. 業務委託先の業務遂行

（2）ご本人より直接書面以外の方法で個人情報を取得する場合の利用目的

1. 当社の受託業務に伴い委託元から提供された個人情報は委託元との契約履行のため
2. ハローワークや求人サイト等からの採用応募者情報は採用業務のため

■保有個人データ及び第三者提供記録に関する事項の周知について

株式会社くるまの窓口（以下、「当社」という。）では、保有個人データの開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者の提供の停止）及び第三者提供記録に関する請求等について、以下の事項を周知致します。

1. 個人情報保護管理者

役職名：

代表取締役 後藤和良

連絡先：電話0586-52-5677

2. 保有個人データの利用目的

上記個人情報の利用目的(1)

3. 保有個人データ取扱いに関する苦情の申し出先

保有個人データに関するお問合せにつきましては、下記窓口で受付けております。

〒491-0812 愛知県一宮市千秋町芝原山1番地2

株式会社くるまの窓口 個人情報に関するお問い合わせ窓口

メールアドレス：sumahonomadoguchihonbu@gmail.com

※特定電子メールはご遠慮ください

電話番号：0586-52-5677（受付時間 10:00～18:00）

4. 当社の加入する認定個人情報保護団体について

当社の加入する認定個人情報保護団体はありません。

5. 開示等の手続きについて

開示等のご請求がございます場合には、上記個人情報に関するお問い合わせ窓口までご連絡をお願いします。請求に必要な手順の説明と必要な申請書類などをお送りします。

6. 保有個人データの安全管理のために講じた措置当社では皆様からお預かりした個人データは、安全に保管するために紙媒体や電子媒体の場合は施錠管理、データの場合にはアクセスできる担当者限定するなどの対策を講じております。

7. 個人情報の第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、個人情報を第三者に対して開示、預託、提供いたしません。

- （1）お客様ご本人に事前の同意をいただいた場合
- （2）法令の定めに基づく場合
- （3）人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合であって、お客様ご本人の同意を得ることが困難である場合
- （4）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様ご本人の同意を得ることが困難である場合

- （5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

（6）業務の委託先に対し、委託業務の遂行に必要な場合（当社が委託した業務・サービス以外に個人情報は利用させない等の契約をあらかじめ締結している場合に限り）

8. アーリンクグループへの共同利用

当社では、経営管理業務の遂行並びにお客様への商品・サービス等のご案内・ご提供およびその判断のため 関連会社間で、以下の通り、個人情報を共同して利用することがあります。

（1）共同利用する個人データの項目

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、国籍、cookie情報、商品購買履歴

位置情報等の個人情報、その他サービス利用実績

（2）共同利用する関連会社の範囲

一般社団法人リスタート

（3）共同利用する利用目的

グループ会社のサービスのご案内をするために共同利用いたします。

(4) 当該個人データの管理について責任を有する者
株式会社くるまの窓口代表取締役 後藤和良

(5) 取得方法
関連会社が保有する「個人データ」を共同利用する際は電子媒体等により取得します。
個人情報の受け渡しに際しては適正な安全管理措置を講じます。

9. クッキー(Cookie)について
弊社サイトではお客様によりよいサービスを提供できるように、クッキー(Cookie)を使用することがあります。
クッキーとは、ウェブサイトの提供者がウェブブラウザを通じてお客様のコンピュータに一時的にデータを書き込み保存させる仕組みです。
弊社が使用するクッキーにはお客様の個人情報を特定できるような記録は含んでおりません。
クッキーの詳しい設定の仕方は、各ブラウザの「ヘルプ」メニューにある「Cookie」または「クッキー」の項目などでご確認ください。すべてのクッキーを拒否する設定を選択されますと、認証が必要なサービスを受けられなくなる等、インターネット上の各種サービスの利用上、制約を受ける場合がありますのでご注意ください。

弊社サイトがクッキーを使用して行っていること
以下の目的のため、弊社サイトはクッキーを利用しています。
1. お客様が認証サービスにログインされるとき、保存されているお客様の登録情報を参照して、お客様ごとにカスタマイズされたサービスを提供できるようにするため
2. 弊社サイトの利用者数やトラフィックを調査するため
3. 弊社サイトのサービスを改善するため
4. セキュリティー保持のため、ご利用から一定の時間が経過したお客様に対してパスワードの再入力(再認証)を促すため
5. お客様が興味を持っている内容や、弊社サイトのサイト上での利用状況をもとに適切な広告を他社サイト上で表示するため

■保有個人データの開示等に関する手続き

保有個人データについては、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止(開示等)のご請求が出来ます。
当社では、次の手順で個人情報の開示等の求めに対応いたします。

1. 開示等の求めの受付
(1)下記の宛先までご連絡ください。
当社より「所定の用紙」を郵送いたしますので、到着後、当社の「個人情報の取扱いについて」に同意後、以下の宛先まで、必要となる資料を添付し、郵送又はご持参ください。
〒491-0812 愛知県一宮市千秋町芝原字山1番地2
株式会社くるまの窓口 個人情報に関するお問い合わせ窓口
メールアドレス:sumahonomadoguchihonbu@gmail.com
※特定電子メールはご連絡ください
電話番号:0586-52-5677(受付時間 10:00～18:00)

(2)開示等の請求をする者が、本人又は代理人であることの確認の方法
ア) 開示等の請求をする者が本人であることの確認は、以下に定める本人を確認する書類により、苦情相談窓口責任者が確認させていただきます。
イ) 開示等の請求をする者が代理人であることの確認は、開示等の請求をする本人を確認する書類に加え、任意代理人、法定代理人(未成年後見人、成年後見人、親権者)別に、以下に定める開示対象者と代理人関係を証明する書類及び代理人本人を確認する書類により、苦情相談窓口責任者が確認させていただきます。
ウ) 本人及び代理人本人を確認する書類は、以下に例示の写真付きの公的機関発行の証明書の写しが必要です。
a) 運転免許証
b) マイナンバーカード(表面)
c) その他本人確認ができる写真入りの公的証明書
エ) 開示対象者と代理人関係を証明する書類は、以下の通りです。
a) 任意代理人の場合:「開示等の結果を受領する権限を委任する」旨を記載した委任状 b)
未成年後見人の場合:戸籍謄本または登記事項証明書(何れも発行日から6ヶ月以内) c)
成年後見人の場合:登記事項証明書(発行日から6ヶ月以内)
d) 親権者の場合:戸籍謄本又は住民票(何れも発行日から6ヶ月以内)

2. 「開示等の請求」の手数料及びその徴収方法
利用目的の通知又は開示の請求の場合にのみ、1回の請求につき、以下の金額(別途請求する郵送料を含む)を申し受けます。下記金額分の郵便切手または定額小為替証書を請求書類の郵送時に同封してください。
・手数料金額:660円

3. 検討結果連絡
当社内で検討した結果は、以下の方法により遅滞なくご連絡します。
・書面の郵送又は手渡し
書面の送付先は、以下のいずれかの適切な方法を選択し行います。
・登録されている本人又は法定代理人の住所に回答文面を郵送
・登録されている本人又は法定代理人のEメールアドレスに回答文面をメール

以上